

第六十二回国会
衆議院
社会労働委員会議録第一号

(一五)

二号

本国会召集日（昭和四十四年十一月二十九日）（土曜日）（午前零時現在）における本委員は、次の通りである。

委員長 森田重次郎君

理事 谷垣直藏君

理事 渡辺肇君

理事 田邊誠君

理事 井村重雄君

理事 倉石忠雄君

佐々木義武君

世耕政隆君

高橋清一郎君

中野四郎君

早川崇君

箕輪寅輔君

高橋清一郎君

加藤万吉君

島本虎三君

平等文成君

登君

竹内黎一君

中山マサ君

広川シズエ君

校村要作君

後藤俊男君

高橋清一郎君

大橋萬吉君

島本虎三君

平井文成君

岡本富夫君

和田耕作君

岡谷勝治君

大橋敏雄君

谷口善太郎君

出席大臣

厚生大臣

労働大臣

住民大臣

厚生官房長官

労働政務次官

労働大臣官房長官

厚生省金庫局長

厚生省年金局長

厚生省労働政務次官

厚生省労働大臣官房長官

厚生省労働政務次官

齊藤邦吉君	世耕政隆君
田村元君	高橋清一郎君
竹内黎一君	中野四郎君
三ツ林弥太郎君	箕輪寅輔君
赤路友藏君	後藤俊男君
村重雄君	八木一男君
廣川シズエ君	山本政弘君
小川半次君	和田耕作君
藏内修治君	岡本富夫君
齋藤邦吉君	斎藤勝利君
田中角榮君	岡谷勝利君
竹内黎一君	岡本富夫君
中山マサ君	谷口善太郎君
広川シズエ君	岡谷勝利君
校村要作君	岡本富夫君
後藤俊男君	岡谷勝利君
高橋清一郎君	岡本富夫君
大橋萬吉君	岡谷勝利君
島本虎三君	岡本富夫君
西風歎君	岡谷勝利君
八木一男君	岡本富夫君
山田耻目君	岡谷勝利君
本島百合子君	岡本富夫君
大橋敏雄君	岡谷勝利君
八木昇君	岡谷勝利君
山本政弘君	岡谷勝利君
和田耕作君	岡谷勝利君
岡本富夫君	岡谷勝利君
岡谷勝利君	岡谷勝利君

同日

十二月二十九日

国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

労働保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第十一号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十二号）

労働保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十三号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十四号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第十五号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十六号）

労働保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十七号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第十八号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第十九号）

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第二十二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第二十四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第二十六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第二十八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

第二号

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三四号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三六号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三八号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三〇号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三二号）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案（内閣提出第三四号）

昭和四十四年十一月二十九日（土曜日）

午後零時三十四分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 谷垣直藏君

理事 渡辺肇君

理事 田邊誠君

理事 井村重雄君

理事 倉石忠雄君

理事 加藤萬吉君

理事 佐々木義武君

理事 世耕政隆君

理事 高橋清一郎君

理事 中野四郎君

理事 早川崇君

理事 畠輪寅輔君

理事 島本虎三君

理事 岩谷勝利君

理事 田中角榮君

理事 斎藤勝利君

議事 田畠誠君

議事 田中重次郎君

議事 久野忠治君

議事 河野洋平君

議事 田邊誠君

議事 田畠誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

議事 久野忠治君

議事 河野洋平君

議事 田邊誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

議事 久野忠治君

議事 河野洋平君

議事 田邊誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

議事 久野忠治君

議事 河野洋平君

議事 田邊誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

昭和四十四年十二月一日（月曜日）

午後零時三十四分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 谷垣直藏君

理事 渡辺肇君

理事 田邊誠君

理事 井村重雄君

理事 倉石忠雄君

理事 加藤萬吉君

理事 佐々木義武君

議事 世耕政隆君

議事 高橋清一郎君

議事 中野四郎君

議事 早川崇君

議事 畠輪寅輔君

議事 田中角榮君

議事 斎藤勝利君

議事 田畠誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

議事 久野忠治君

議事 河野洋平君

議事 田邊誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

議事 久野忠治君

議事 河野洋平君

議事 田邊誠君

議事 金光君

議事 加藤六月君

議事 河野河野君

議事 久野忠治君

決すべきものと決しました。

○森田委員長 内閣提出の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣斎藤昇君。

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法

案
〔本号末尾に掲載〕

○斎藤国務大臣 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

本法案は、公害対策基本法の精神にのっとり、公害のうち著しい大気の汚染または水質の汚濁の影響による疾病が多発した地域と当該地域における大気の汚染または水質の汚濁にかかる疾病を指定し、指定地域にかかる当該疾病にかかった者に對し医療費等の給付を行ない、もつて公害にかかる健康被害の救済をはかることを目的とするものであります。

何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。
○森田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○森田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出もございませんので、質疑を省略いたします。

○森田委員長 これより討論に入るのですが、別に申し出もございませんので、直ちに採決いたします。
内閣提出の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森田委員長 次に、本案に対し、竹内君、河野君、田畠君、大橋君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨説明を聴取することいたします。竹内君。

○竹内委員 私は、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党を代表いたしまして、本案に対し附帯決議を付するの動議について御説明申し上げます。

案文はお手元に配付のとおりであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

案文はお手元に配付のとおりであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

国民年金法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律

○森田委員長 おはかりいたします。
ただいま議決いたしました各案に関する委員会は附帯決議を付することに決しました。

○森田委員長 以上で説明は終わりました。
探決いたします。本動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認め、よつて、本案は附帯決議を付することに決しました。

○森田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十三分休憩

ること。

四、公害に係る物的被害の救済制度及び生活保障について、具体的措置を前向きに検討すること。

○森田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 これより休憩をとります。

○森田委員長 休憩後は会議を開くに至らなかつた

第三回定期会議

開催日：昭和三十四年十二月二日

開会式：午後零時五十三分

規定する費用を除く。の額に、次のイに掲げる数を次のロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して月数とを合算した数

三 当該年度において老齢年金（老齢福祉年金を除く）、通算老齢年金及び死亡一時金の給付に要する費用（第二十七条第一項（第二十九条の四第一項）において例による場合を含む）、第五十二条の四第一項及び第七十七条第三項を次のように改める。

3 保険料の額は、当分の間、一月につき四百五十円とする。

第八十七条の次に次の二条を加える。

第八十七条の二 被保険者（第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保險者で政令で定める者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、三百五十四円とする。

第八十七条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行なわれた月（第九十四条第二項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行なうことができる。

3 第一条の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以前における直近の基準月以後の各月に係る保険料（すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの（国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るもの）を除く。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

く。）を除く。）につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

4 第一項の規定により保険料を納付する者とは、同項の認可を取り消すことができる。

つたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日

に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

第九十条第一項第三号中「二十八万円」を「政令で定める額」に改め、同項第四条中「二十八万円」を「前号に規定する政令で定める額」に改める。

第九十四条第一項中「被保険者」を「被保険者又被保険者であつた者（老齢年金又は通算老齢年金の受給権者を除く。）」に改める。

第九十五条中「その他この法律」の下に「（第十章を除く。以下この章から第八章までにおいて同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（国民年金基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収）

第九十五条の二 政府は、国民年金基金が解散したときは、その解散した日において当該国民年

金基金が年金の支給に関する義務を負つている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した国民年金基金から徴収する。

第九十九条及び第一百条を次のように改める。

第九十九条及び第一百条 削除
（国民年金事務組合）
第百九条の二 同種の事業又は業務に從事する被保險者を構成員とする団体その他被保險者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保險者の委託を受け、当該被保險者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。

2 前項に規定する団体（以下「国民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

ければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可を受けた国民年金事務組合がその行なうべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不适当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

4 第百十九条 基金を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（設立）
第二百十九条 基金を設立しようとするときは、厚生大臣の認可の申請は、加入員となろうとする十五人以上の被保險者が発起人となり、当該発起人の従事する事業又は業務と同種の事業又は

徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百十一条 前項の国民年金基金の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その国民年金基金の業務に關して同項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その国民年金基金に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二百一十二条 基金が成立したときは、発起人のうち一人は、理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行なう。

第二百一十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第二百一十四条 基金が成立したときは、その成立の日に加入員の資格を得て、規約を作成して行なうものとする。

第二百一十五条 基金が成立したときは、その成立したときは、その成立の日に加入員の資格を得て、規約を作成して行なうものとする。

第二百一十六条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
三 基金の設立に係る事業又は業務の種類
四 代議員会に關する事項
五 役員に關する事項

六 加入員に關する事項
七 年金及び一時金に關する事項
八 掛金に關する事項
九 資産の管理その他財務に關する事項

十 解散及び清算に關する事項
十一 公告に關する事項

十二 その他組織及び業務に關する重要事項

十三 基金は、前項の規約の変更（政令で定める事項に係るもの）を除く。は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十四 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項に規定する団体（以下「国民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 基金は、その名称中に国民年金基金という文字を用いなければならない。

第一百三十一条 老齢年金又は通算老齢年金の受給

権者に支給する基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止され

ている場合を除いては、その支給を停止するこ

とができない。ただし、当該基金年金の額のう

ち、百八十円に当該基金に係る加入員期間の月

数を乗じて得た額をこえる部分については、こ

の限りでない。

(資金の運用等)

第一百三十二条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、基金の業務の目的

及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

2 基金は、事業年度その他その財務に関する規定によるほか、政令の定めるところによらなければならない。

第三節 費用の負担

(国庫負担)

第一百三十三条 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該年度において老齢年金又は通算老齢年金(その全額につき支給を停止しているもののを除く。)の受給権者に支給する基金年金に要する費用 百八十円に当該基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額

二 当該年度において死亡を支給事由とする基金一時金に要する費用 当該基金の加入員期間に応じて第五十二条の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額の百分の二十五に相当する額

(掛金)

第一百三十四条 基金は、基金年金及び基金一時金に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、加入員の資格を喪失した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月

までの間の各月につき、徴収するものとする。

3 掛金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。

第四節 雜則

(解散)

第一百三十五条 基金は、次に掲げる理由により解散する。

一 代議員の定数の四分の三以上の多数による

代議員会の議決

二 基金の事業の継続の不能

三 第百四十二条第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による基金年金等の支給に関する義務の消滅)

第一百三十六条 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る基金年金及び基金

一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた基金年金又は基金一時金でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第一百三十七条 基金が第一百三十五条第一項第一号

又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がないとき。

二 基金が第一百三十五条第一項第三号の規定により解散したとき。

三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

第一百三十八条 基金は、基金年金及び基金一時金に関する費用は、基金が負担する。

4 第百二十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十九条から第八十条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法

第一百三十八条第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

解散した基金の財産の処分の方法その他清算

に關し必要な事項は、政令で定める。

(準用規定)

五百三十九条 次の表の第一欄に掲げる規定は、

この場合において、同表の第一欄に掲げる規定

同表の第二欄に掲げるものについて準用する。

中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとす

第七十一条後段及び 第七十二条第一項	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七十二条第一項 基金一時金	第一十五条 基金年金及び基金一時 金を受ける権利	第二十三条 基金	第十二条第一項 加入員の属する世帯の 世帯主	第十二条第一項 被保険者
第七十二条第一項 基金一時金	第二十四条 基金	第十九条第一項、第 三項本文、第五項及 び第六項	第十八条第一項及び 第二項	第十八条第一項及び 第二項
第七十二条第一項 基金一時金	第二十五条 基金年金及び基金一時 金	第十六条 未支給の基金年金	第十九条第一項 基金年金及び基金一時 金を受ける権利	第十九条第一項 基金
第七十二条第一項 基金一時金	第七十二条第一項 老齢年金(第七十九条 の二第一項の規定によ つて支給されるものを 除く)及び通算老齢年 金	第七十二条第一項 老齢年金(第七十九条 の二第一項の規定によ つて支給されるものを 除く)又は通算老齢年 金	第七十二条第一項 基金年金及び基金一時 金又は脱退を 支給事由とする基金 一時金	第七十二条第一項 基金
第七十二条第一項 基金一時金	第七十二条第一項 夫、男子たる子、父、 祖父又は被保険者若し くは被保険者であつた 者	第七十二条第一項 基金年金及び脱退を 支給事由とする基金 一時金	第七十二条第一項 基金年金及び脱退を 支給事由とする基金 一時金	第七十二条第一項 基金

第八十八条	加入員	保険料	掛金
第六十五条、第九十一条 六条第一項から第五十 項まで、第九十七条 及び第九十八条	掛金及びこの条におい て準用する第二十三条 の規定による徴収金	厚生大臣	社会保険庁長官
第一百一条第一項から 第三項まで及び第五 項並びに第一百一条の 二	加入員の資格に関する 処分、基金年金若しくは 掛け金一時金に関する 処分又は掛け金若しくは この条において準用す る第二十三条の規定に による徴収金に関する者 による不服がある者	基金	基金
第二項	前条第一項	前条第一項	前条第一項
第一百二条第一項及び 第四項	前条第一項	この条において準用 する第一百一条第一項	この条において準用 する第九十六条第一項
第一百三条	この法律	この法律	この法律
第一百四条	この章	この章	この章
第一百五条	この法律	この法律	この法律
第一百十条	この法律	この法律	この法律
（届出）	に届け出なければならない。 (報告書の提出)	に届け出なければならない。 (報告書の提出)	に届け出なければならない。 (報告書の提出)
第一百三十九条	基金は、厚生省令の定めるところ により、その加入員の資格の取得及び喪失に關 する事項を当該加入員の住所地の都道府県知事	基金は、厚生省令の定めるところ により、その業務についての報告書を厚生大臣に	基金は、厚生省令の定めるところ により、その業務についての報告書を厚生大臣に

提出しなければならない。
(報告の徴収等)

第一百四十一条 厚生大臣は、基金又は解散した基
金について、必要があると認めるときは、その
事業若しくはその清算事務の状況に関する報告
を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは
解散した基金の事務所に立ち入つて関係者に質
問させ、若しくは実地にその状況を検査させる
ことができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう當
該職員は、その身分を示す証票を携帯し、か
つ、関係人の請求があるときは、これを提示し
なければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解釈してはならない。
(基金に対する監督)

第一百四十二条 厚生大臣は、前条の規定により報
告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合

において、基金の事業の管理若しくは執行若し
くは解散した基金の清算事務(以下「基金の事業
の執行」という。)が法令、規約若しくは厚生大
臣の处分に違反していると認めるとき、基金の
事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、
又は基金の役員若しくは解散した基金の清算人
が基金の事業の執行を明らかに怠つていると認
めるときは、期間を定めて、基金若しくはその
役員又は解散した基金若しくはその清算人に対
し、基金の事業の執行について違反の是正又は
改善のため必要な措置とするべき旨を命ずるこ
とができる。

2 厚生大臣は、基金の事業の健全な運営を確保
するため必要があると認めるときは、期間を定
めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ず
ることができる。

3 基金若しくはその役員若しくは解散した基金
若しくはその清算人が第一項の命令に違反した
とき、又は基金が前項の命令に違反したとき
は、厚生大臣は、当該基金又は解散した基金に

対し、期間を定めて、当該違反に係る役員又は
清算人の全部又は一部の改任を命ずることがで
きる。

4 基金又は解散した基金が前項の命令に違反し
たときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員
を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任
することができる。

5 基金が第一項の命令に違反したとき、又はそ
の事業の状況によりその事業の継続が困難であ
ると認めるときは、厚生大臣は、当該基金の解
散を命ずることができる。

6 厚生大臣は、前二項の規定による処分をする
ときは、当該役員又は清算人に對して弁明の機
会を与えるなければならない。この場合において
は、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場
所及び当該処分をすべき理由を通知しなければ
ならない。

第五節 罰則

第一百四十三条 第一百四十二条第一項の規定による
報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同

項の規定による当該職員の質問に對して答弁せ
ず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金
に処する。

第一百四十四条 法人の代表者、代理人、使用人そ
の他の従業者が、その法人の業務に關して、前
条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ
か、その法人に對しても、同条の罰金刑を科す
る。

第一百四十五条 基金又は解散した基金が、次の各
号のいずれかに該当する場合には、その違反行
為をした基金の役員、代理人若しくは使用人そ
の他の従業者又は解散した基金の清算人は、三
万円以下の過料に処する。

一 第百二十条第三項の規定に違反して、届出
をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百三十九条の規定に違反して、届出をせ

停止は、昭和四十四年十月以降の月分について
は行なわないものとし、同月前の月分の当該老
齢福祉年金の支給の停止については、なお従前
の例による。

(国庫負担に関する経過措置)

第七条 この法律による改正後の第八十五条第一項の規定による国庫の負担は、昭和四十五年度以降の年度分から適用し、この法律による改正後の同項の規定による国庫負担の額とこの法律による改正前の同項の規定による国庫負担の額との調整に關して必要な措置は、政令で定める。

第八条 昭和四十五年六月以前の月に係る保険料について、なお従前の保険料の額による。

ついては、この法律による改正後の第八十七条
第三項中「四百五十円」とあるのは、「五百五
十円」とする。

第十条 昭和四十五年七月一日前に同日以後の期
間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係
る期間につき追加して納付すべき保険料の額
は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月
の前までは一月につき三百五十円（昭和四十
七年七月以後の各月については、四百五十円）、
被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後
は一月につき三百円（昭和四十七年七月以後の
各月については、四百円）とする。

前項に規定する者については、第八十七条の
二第一項及び第二項中「前条第三項」とあるの
は、「国民年金法」の一部を改正する法律（昭和四
十四年法律第 号）附則第十条第一項」と
読み替えるものとする。

昭和四十二年一月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に同年七月一日以後の期間について前納された保険料のうち、国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）附則第十四条第一項に規定する保険料の額

に相当する部分は、第一項の規定により当該期間について追加して納付すべき額の保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

第十二条 前条第一項の期間を有する者について

て、第二十七条第一項の規定により年金額の計算を行なう場合（同条の例により年金額の計算を行なう場合を含む）において、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、第二十七条第一項第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定める

一 第八十九条又は第九十条の規定により前条
第一項の額による保険料を納付することを要
しないものとされた月 二百四十円

二 前号に掲げる月以外の月 二百円
前条第一項の期間を有する者について、第七十七条第一項の規定により年金額の計算を行なう場合において、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、第七十七条第一項第一号中「百二十円」とあるのは、第八十九条又は第九十条の規定により前条第一項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月については「九十円」と、これららの月以外の月については「七十五円」と、それぞれ読み替えるものとする。

昭和四十五年七月前の前納に係る期間につき国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一一年法律第九十二号)附則第十四条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月は、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月とみなして、前二項の規定を適用す

第十二条 昭和五十年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、第八十七条第三項又は附則第十条第一項に規定する額にそぞれ百円を加えた額とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四条第二項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

保険料納付の特例

第十三条 被保険者又は被保険者であつた者は、都道府県知事に申し出て、昭和四十五年七月一日前のその者の被保険者期間（国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間及びこの法律附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。）のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間

権利が時効によつて消滅してゐる期間に限る。)について、一月につき四百五十円を納付する」とができる。

前項の規定による納付は、昭和四十七年六月三十日までに行なわなければならぬ。ただし、同日までに六十五歳に達する者は、六十五歳に達する日の前日までとする。

第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次に行なうものとする。

第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

(任意加入被保険者の特例)

第七十五条第一項又は国民年金法附則第七条第一項の規定による被保険者であつた者であつて、第七条第二項第一号、第二号又は第三号のいずれにも該当しないものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができ
る。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

3 前項の申出は、昭和四十五年九月三十日まで
に行なわなければならない。
4 第一項の申出をした者は、その申出をした日
に被保険者の資格を取得するものとする。

三十日（同日以前に六十五歳に達する者については、六十五歳に達する日の前日）までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲

れる期間以外のものの各月につき四百五十日

一 被保険者期間
二 他の公的年金制度に係る通算対象期間
第七十五条第三項から第五項まで、国民年金法附則第七条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による被保険者について準用する。この場合において、第七十五条

和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十四号）附則第

る。第一項の規定による被保険者が第七条第二項
第一号に該当するに至つたため被保険者でなく
なつた後同号に該当しなくなつた場合における
国民年金法附則第七条の二の規定の適用につい
ては、同条第四項中「被保険者期間」（一年未満の
ものを除く。）と昭和三十六年四月一日以降の他
の公的年金制度に係る通算対象期間（「一年未満
のものを除く。」）とを合算した期間」とあるのは、
昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改
正する法律（昭和四十四年法律第
十四条第一項の申出をした日の属する月の前

月までの期間、その申出をした日以降の被保険者期間及び同日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間（他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間

で一年未満のものを除く」と読み替えるものとする。

(任意加入の特例)

第十五条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、

第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び第七十四条の規定にかかるず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。
二 日本国内に住所を有しないとき。
三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができる限りでない。

一 日本国民でないとき。
二 日本国内に住所を有しないとき。
三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき。

二 前項の申出は、昭和四十五年六月三十日までに行なわなければならぬ。ただし、同項の規定による被保険者が第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわなければならない。

三 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。
四 第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

五 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格喪失することができる。

六 第一項の規定による被保険者は、第九条各号(第四号を除く)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)

に被保険者の資格を喪失する。

一 第七条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間(一年未満のものを除く)と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間(一年未満のものを除く)とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が五年に達したとき。

六 第七十八条第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたとき。

七 第一項の規定による被保険者の保険料の額は、第八十七条第三項の規定にかかるず、一ヶ月につき七百五十円とする。

八 第一項の規定による被保険者については、第八十七条の二、第八十九条、第九十条及び国民年金法附則第七条の二の規定を適用しない。

九 第十六条前条第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の保険料納付済期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の保険料納付済期間が五年に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

十 第二十七条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十一 第二十八条及び第二十八条の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

十二 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十三 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十四 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十五 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十六 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十七 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十八 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

十九 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

二十 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

二十一 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

二十二 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

二十三 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

二十四 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

二十五 第二十九条第一項の規定にかかるず、三万円とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十七条 昭和四十五年十月一日において現に国民年金基金という名称を使用している者については、第百八条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

第十八条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十二号)の一部を次のよう改訂する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第四号中「石炭鉱業年金基金」の下に「国民年金基金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一号中「(昭和三十四年法律第四百十一号)」の下に「(第十章を除く)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第三百三十一号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表中国民生活研究所の項の百三十八条において準用する場合を含む。以下

第三次第一号中「(昭和三十四年法律第三百三十一号)」の下に「(同法第四百三十九条第一項中「(第十章を除く)」の下に「(第十章を除く)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第三百三十一号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表中国民生活研究所の項の百三十九条において準用する場合を含む。以下

同じ。)」を加える。

第二条第一号中「又は石炭鉱業年金基金」を「石炭鉱業年金基金又は国民年金基金」に改める。

第四条第一項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、同条第一項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、「若しくは加入員」を加え、「若しくは標準報酬」を「標準報酬」に改める。

第九条第一項中「又は国民年金事業の管掌者」を「国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」に改める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十七条 昭和四十五年十月一日において現に国民年金基金といふ名称を使用している者については、第百八条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

第十八条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改訂する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第四号中「石炭鉱業年金基金」の下に「国民年金基金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一号中「(昭和三十四年法律第四百十一号)」の下に「(第十章を除く)」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第三百三十一号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表中国民生活研究所の項の百三十九条において準用する場合を含む。以下

第三次第一号中「(昭和三十四年法律第三百三十一号)」の下に「(同法第四百三十九条第一項中「(第十章を除く)」の下に「(第十章を除く)」を加える。

次のように改正する。

附則第六条第四項、附則第十三条第二項、附則第十九条第一項及び附則第二十五条第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中九の項の次に次のように加える。

九の二 国民年金基金

国民年金法(昭和三
十四年法律第百四十
一号)

事務所用建物の所有	第三欄の登記に該當
権の取得登記又は當	するものであること
該建物の敷地の用に	を証する大蔵省令で
供する土地の権利の	定める書類の添附が

あるものに限る。

取得登記

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十七条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をするこ

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二 二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、社会保険

府長官の承認を受けて、当該二以上の事業所を二の適用事業所とすることができる。

前項の承認があつたときは、当該二以上の

適用事業所は、第六条の適用事業所でなくなつたものとみなす。

第十五条第二項中「三箇月」を「六月」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、

その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。

第二十条中「基づき」を「基づき」に、「左の」

を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額		
	報酬	月額	報酬
第一級	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円未満	
第二級	一二、〇〇〇円	一、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
第三級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第四級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第五級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第六級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第七級	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満	
第八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第九級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一〇級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
一一級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
一二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
一三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
一四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
一五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
一六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
一七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満

条」を「第一百条」に改める。

第一百五十七条第五項を同条第六項とし、同条

第四項の次に次の二項を加える。

5 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

第一百六十四条第二項中「、第八十八条及び第八十九条」をから第八十九条までに改め、「第五項」の下に「並びに第八十七条第一項」を加え、「同条」を「第八十六条」に改める。

第一百七十四条中「第四項中「都道府県知事」」を

「第四項中「社会保険庁長官」」に改める。

第一百七十八条第二項中「第二項」の下に「において準用する第九十六条第二項」を加え、「同条」を「第一百条」に改める。

附則第一条の次に次の二項を加える。

(適用事業所の範囲の拡大)

第二条の二 政府は、常時五人以上の従業員を使用しないことにより厚生年金保険の適用事業所とされていない事業所について、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、適用事業所とするための効率的方策を調査研究し、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

附則第十二条第三項を同条第五項とし、同条

第二項の次に次の二項を加える。

3 繼続した十五年間ににおける旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間ににおける旧法による第三種被保険者であつた期間との法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被

保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者は、その者の標準報酬

等級が第一級であるときは、第四十二条第一

項に該当しない場合においても、同項の老齢年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第四十二条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の老齢年金を支給する。

附則第二十八条の二第五項中「第一項」の削除

り、同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の削除

第三項中第一項の「第一項」の削除

とし、同条第二項中「前項」の削除

条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者期間が一年以上であり、かつ、老

齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない被保険者で、前項第一号イ又はロ

のいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未

満の者は、その者の標準報酬等級が第一級で

あるときは、同項の特例老齢年金の支給を請

求することができる。ただし、その者が通算

老齢年金の支給を請求することができるとき

は、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の特

例老齢年金を支給する。

(船員保険法法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のよう改定する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	月 標 準	報 酬	日 標 準	報 酬
第一級	一一、〇〇〇円	四〇〇円	一二、〇〇〇円未満	三、〇〇〇円
第二級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満

第三級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇、〇〇〇円	一〇〇円	一九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一一級	三三、〇〇〇円	一一〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第一二級	三六、〇〇〇円	一二〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第一三級	三九、〇〇〇円	一三〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一四級	四二、〇〇〇円	一四〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一五級	四五、〇〇〇円	一五〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一六級	四八、〇〇〇円	一六〇円	四六、五〇〇円以上	五四〇〇円未満
第一七級	五一、〇〇〇円	一七〇円	五四〇〇円以上	五〇〇〇円未満
第一八級	五六、〇〇〇円	一八〇円	五四〇〇円以上	五八〇〇円未満
第一九級	六〇、〇〇〇円	一九〇円	五八〇〇円以上	六二〇〇円未満
第二〇級	六四、〇〇〇円	二〇〇円	六二〇〇円以上	六六〇〇円未満
第二一級	六八、〇〇〇円	二二〇円	六六〇〇円以上	七〇〇〇円未満
第二二級	七二、〇〇〇円	二四〇円	七〇〇〇円以上	七四〇〇円未満
第二三級	七六、〇〇〇円	二五〇円	七四〇〇円以上	七八〇〇円未満
第二四級	八〇、〇〇〇円	二六〇円	七八〇〇円以上	八三〇〇円未満
第二五級	八六、〇〇〇円	二八〇円	八三〇〇円以上	八九〇〇円未満
第二六級	九二、〇〇〇円	三〇〇円	八九〇〇円以上	九五〇〇円未満
第二七級	九八、〇〇〇円	三二〇円	九五〇〇円以上	一〇一〇円未満
第二八級	一〇四、〇〇〇円	三四七〇円	一〇一〇円以上	一〇七〇円未満

第一九級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二〇級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一一一、〇〇〇円未満
第三一級	一一六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第三二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一一〇、〇〇〇円以上	

第十一條を次のように改める。

第十一條 船舶が沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ船舶内ニ在リシ被

但シ其ノ月ニ於テ更ニ被保險者ノ資格ヲ取
得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第二十三条ノ五中「前条又ハ第二十七条ノ
二」を「又ハ前条」に改める。
第二十三条ノ六の次に次の一条を加える。

第二十三条ノ七 二以上ノ年金タル保険給付
（其）全額二十支給ア 第二十三条ノ三金ヲ

(其ノ全額二付支給ヲ停止セリタル年金外
ル保険給付ヲ除ク)ヲ受クル権利ヲ有スル者

ニハ其ノ者ノ選択ニ依リ其ノ一ヲ支給シ他ノ
支給ヲ停止ス

第二十五条ノ二第二項中「船舶ガ滅失シ、沈没シ若、其ノ字否ガ下分明ト為リ又ヘ被保険者

右ハ被保険者タリシ者ガ船舶航行中行方不明ト

「ソリタルニ因リ」を削り、「推定セラルル場合」→「推定セラルル事由ノ生ジタル場合」に

第二十七条ノ二第一項を次のよう改める。

第二章 第一項の規定による
保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ死亡シタ

ル場合ニ於テ其ノ者が支給ヲ受クヘキ保険給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノアル

トキハ被保険者タリシ者ノ遺族ハ自己ノ名ニ
於テ其ノ未支給ノ保険給付ノ支給ヲ請求スル

コトヲ得

第二十七条ノ二項中「前項」並「前二項」に改め、同条第三項中「第一項ノ支給金」を「未

「支給ノ保険給付」に改め、同条第一項の次に次の
一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ死亡シタル者ガ死亡前ニ其
呆食合付、^{精肉ヲ}ナギリノ、ニ、彼呆食

ノ中其ノ者ノ選挙ナル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

千二百円ヲ、二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人アルトキハ七千二百円ヲ、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額ヲ前条各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス。

第五十一条第二項中「支給金」を「未支給ノ保険給付」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百五」を「千分ノ二百十九」に改め、同項第二条中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百八」に改め、同項第三号中「千分ノ六十七」を「千分ノ八十一」に改める。

第六十条第一項第一号中「二百五分ノ六十八」を「二百十九分ノ七十五」に、「二百五分ノ百三十七」を「二百十九分ノ百四十四」に改め、同項第二号中「百九十四分ノ六十二・五」を「二百八分ノ六十九・五」に、「百九十四分ノ百三十・五」を「二百八分ノ百三十八・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九条第五項第三号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条第一項及び第五項、第十二条第二項、第四十三条第四項、第四十六条第二項、第五十条第一項、第六十条第二項、第八十一条第五項第一号から第三号まで並びに第百三十一条第一項の規定並びにこの

法律による改正後の船員保険法第四条第一項、第三十四条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第二項、第三十九条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項の規定

二 附則第三条から附則第九条まで、附則第十八条から附則第二十七条まで及び附則第三十

四条の規定

三 附則第三十三条の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二十六条の規定、附則第四十七条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第八条第一項及び第二項、附則第十九条第三項、附則第三十八条第一項及び第二項、附則第十四条第一項及び第二項、附則第四十二条第三項の規定

並びに附則第五十二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条第四項、第二十条第三項、第二十二条及び第一百四十三条の五第三項の規定

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 昭和四十四年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、同年十月の標準報酬月額が七千円、八千円若しくは九千円である者又は六万円である者(標準報酬額が六万二千円未満である者を除く。)の標準報酬は、当該標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県

者は、厚生年金保険法第二十六条の規定による標準報酬月額を計算する場合においては、厚生年金保険法第三十三条第一項の規定による標準報酬月額を計算する場合においては、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十五万円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十二

昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が一万円未満である第四種被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかるらず、一万円とする。

第三条 昭和四十四年十一月一日前に厚生年金保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万円に満たないものがあるときは、これを一万円とする。

第四条 昭和三十二年十月一日前に被保険者であつた者であつて、同日以後の被保険者であつた期間(厚生年金保険法第四十三条第三項(同法第四十六条の四第三項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第一項の規定により基本年金の計算の基礎としない被保険者であつた期間を除く。以下この条において同じ。)が三年以上であるものに限る。昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその基本年金額を計算する場合においては、同法第三十四条第一項第二号の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日以前の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同月から標準報酬を改定されるべき

十日以前の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同月から標準報酬を改定されるべき

十日以前の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

昭和三十二年十月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその基本年金額を計算する場合においては、厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の規定にかかわらず、被保険者であつた期間のうち最近の三年間以外の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の

3 前二項に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に關し、基本年金額を計算する場合においては、厚生年金保険法第三十四条第四項中「平均標準報酬月額」とあるのは、「平均標準報酬月額(当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第百十七号)附則第四条第一項又は第二項の規定に該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額)」とする。

第五条 前条に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金については、厚生年金保険法第三十四条第一項第二号に掲げる額は、厚生年金基金の加入員であつた期間をその計算の基礎として同号及び同条第四項並びに前二条の規定を適用して計算した額から同法第三十二条第二項第一号及び第二号に規定する額を控除して得た額とす

る。

第六条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同章及び附則第三条から前条までの規定により計算した額とす

る。

第七条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する前年の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第三条に定める一級の障害の状態にある者の当該障害年金について、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十五万円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十二

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、

知事が改定する。

前項の規定によつて改定された標準報酬は、

昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準報酬とする。

標準報酬月額が一万円未満である第四種被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかるらず、一万円とする。

第三条 昭和四十四年十一月一日前に厚生年金保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合においては、その計算の基礎となる標準報酬月額(当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第百十七号)附則第四条第一項又は第二項の規定に該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額)と

する。

第五条 前条に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に關し、基本年金額を計算する場合においては、厚生年金保険法第三十四条第四項中「平均標準報酬月額」とあるのは、「平均標準報酬月額(当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第百十七号)附則第四条第一項又は第二項の規定に該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額)」とする。

第六条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同章及び附則第三条から前条までの規定により計算した額とす

る。

第七条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する前年の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第三条に定める一級の障害の状態にある者の当該障害年金について、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十五万円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を十二

万円とする。

間及び脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間を除く。以下この条において同じ)が三年以上であるものに限し、昭和十四年十一月一日以後の老齢、廢疾又は死亡を支給事由とする保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその額の計算の基礎となる平均標準報酬月額を計算する場合には、船員保険法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日前の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同日以後の被保険者であつた期間が三年以上である者に限し、昭和四十四年十一月一日以後に老齢、廢疾又は死亡を支給事由とする保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその額の計算の基礎となる平均標準報酬月額を計算する場合においては、船員保険法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第三十条 昭和四十四年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、附則第二十二条から附則第二十四条まで及び附則第二十七条规定するもの除くほか、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の船員保険法第三十五条(第三十九条ノ三においてその例による場合を含む)、第四十一条及び第五十条ノ二並びに前二条の規定により計算した額とし、その加給金の額を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十六条第一項、第四十一条ノ二第一項及び第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十一条 昭和四十四年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、附則第二十二条から附則第二十四条まで及び附則第二十七条规定するもの除くほか、その額(加給金の額を除く)を、それぞれこの法律による改正後の船員保険法第三十五条(第三十九条ノ三においてその例による場合を含む)、第四十一条及び第五十条ノ二並びに前二条の規定により計算した額とし、その加給金の額を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十六条第一項、第四十一条ノ二第一項及び第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十二条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第五百五号)附則第十七条の規定による特例老齢年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額を船員保険法第三十九条ノ三においてその例によるこの法律による改正後の同法第三十五条並びに附則第十八条及び附則第十九条の規定により計算した額とする。

第二十三条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第五百五号)附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金については、その額(加給金の額を除く)が十二万四千八百円に満たないときは、これを十二万四千八百円とし、その加給金の額をこの法律による改正後の船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

第二十四条 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十三号)附則第五条に規定する船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額と同表下欄に定める金額との合算した額(ムル金額トハ合算シタル金額(十五年以上被保険者タリシ者ニ限シテハ十五年以上一ヶ月分ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ満タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス)とする。

第二十五条 前条に規定する障害年金について昭和四十四年十一月一日以後その額を改定する場合におけるその額の算定に關しては、この法律による改正後の船員保険法第四十一条ノ二第一項第一号中「左ニ掲タル額ヲ合算シタル額(十五年以上被保険者タリシ者ニ限シテハ十五年以上一ヶ月分ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トス)」以上が増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トス」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廢疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗シテ得タル額ト廢疾ノ程度ニ応ジ厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第二号)附則第二十四条ノ表中欄ニ定ムル金額トハ合算シタル金額(十五年以上被保険者タリシ者ニ限シテハ十五年以上一ヶ月分ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ満タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス)とする。

第二十六条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、嫁夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を同法第二条の規定による改正前の船員保険法第四十一条第一項の規定により計算した額と同法別表第四上欄に定める廢疾の程度に応じ次の表の中欄に定める金額とを合算した額(その額が同表の下欄に定める金額とを合算した額)とする。

2 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十三号)附則第十条第二項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を同

九年法律第一百十六号)附則第七条の規定によりて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)をこの法律による改正後の船員保険法第三十五条第二項の規定に準じて計算した額とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第三十六条第一項の規定に準じて計算した額とする。

第二十二条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第五百五号)附則第十七条の規定による特例老齢年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額を船員保険法第三十九条ノ三においてその例によるこの法律による改正後の同法第三十五条並びに附則第十八条及び附則第十九条の規定により計算した額とする。

満たないときは、同表下欄に定める金額とする。)とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。	
廃疾の程度	金額
一級	七八、〇〇〇円
二級	一六二、〇〇〇円
三級	一四〇、四〇〇円
四级	一三四、四〇〇円
五級	一二八、四〇〇円
六級	一〇六、八〇〇円
七級	九七、二〇〇円
八級	四六、八〇〇円

法第二条の規定による改正前の船員保険法第五十条ノ二第一項第三号の規定により計算した額と三万一千二百円とを合算した額（その額が九万六千円に満たないときは、九万六千円とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十条ノ三の規定により計算した額とする。

第二十八条 附則第二十条から附則第二十四条まで、附則第二十六条及び前条に規定する保険給付の額で昭和四十四年十月以前の月分のもの並びに船員保険の障害手当金及び退済手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律の公布の日の前日において現に一以上の年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該二以上の保険給付については、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ七の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

2 この法律による改正前の船員保険法第四十三条の規定により選択した年金たる保険給付は、この法律による改正後の同法第二十三条规定により選択した年金たる保険給付とみなす。

第三十条 昭和四十四年十月以前の月（船員保険法第二十条の規定による被保険者については、同年十二月以前の月）に係る船員保険の保険料について、なお従前の保険料率による。

第三十一条 昭和四十九年十一月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の十を加えた率とする。

2 前項の規定により増加する保険料額のうちその増加する部分の額の被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者による負担割合は、船員保險法第六十条第一項の規定にかかわらず、それぞれ二分の一とする。

3 第一項の規定は、同項の規定による保険料率

に、船員保険法第五十九条第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第三十二条 昭和四十五年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、船員保険法第三十五条の規定により老齢年金の額を計算する場合（通算老齢年金の額の計算について同条の例による場合を含む。）において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条

第五十九条の二」を削る。

第三十六条中「六万円」を「九万六千円」に改めるとする。

（標準報酬月額に関する特例）

第三十四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法第十条第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法による標準報酬月額について、附則第三条中「一万円」とあるのは、「二万二千円」と読み替える。

厚生年金保険及び船員保険交渉法第十条第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、附則第十八条中「一万二千円」とあるのは、「一萬円」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条第一項ただし書中「ただし、」の下に「受給権者が六十歳以上六十五歳未満で、その

者の標準報酬等級が第一級である場合において、その支給の停止の解除を申請したときは、その者の標準報酬等級が第一級である間、又は」を加える。

第十九条の三第一項中「その受給権者が六十

五歳以上であるときは」を「その受給権者が六十

ある場合において、その支給の停止の解除を申請したときは、その者の標準報酬等級が第一級である間、又はその受給権者が六十五歳以上であるときは」に改める。

第三十二条第一項中「第四十六条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第四十三条第一項」を「第二十三条ノ七」に改め、「第三十八条第二項」の下に又は第三項」を加え、同条第二項中「厚生年金保険法による障害年金」の下に「若しくは船員保険法による障害年金」の下に「若しくは遺族年金又は厚生年金保険法による遺族年金」を加える。

第三十三条第一項中「前項」を削り、同項を同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を削り、同項を同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない被保険者で、前項第一号イ又はロのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級であるときは、同項の特例老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者が通算老齢年金の支給を請求することができるときは、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかるらず、その請求をした者に同項の特例老齢年金を支給する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

（第七十九条の二第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。）

第八十八条第二項及び第三項第二条中「六万七千六百円」を「十万五千六百円」に改める。

（第八十九条の二第三項第一号中「六万六千円」を「一〇三、一〇〇円」に改める。）

第六十五条 六〇〇円に、「八四、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改める。

（昭和四十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条 削除

附則第十七条第五項中「第一項の」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない被保険者で、前項第一号イ又はロのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級であるときは、同項の特例老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者が通算老齢年金の支給を請求することができるときは、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかるらず、その請求をした者に同項の特例老齢年金を支給する。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

（第七十九条の二第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。）

第八十八条第二項及び第三項第二条中「六万七千六百円」を「十万五千六百円」に改める。

（第八十九条の二第三項第一号中「六万六千円」を「一〇三、一〇〇円」に改める。）

第六十五条 六〇〇円に、「八四、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書(同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む)、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一一部改正)

第三十九条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第三十二条の二第一項中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条

第二項(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む)、第三十条第二項(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む)、第三十二条の二第一項(同法第四十二条第一項及び第四十七条の二第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む)、同法第四十五条の三第二項(同法第三十七条の三第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。)

第三十六条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「六万円」を「七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

第六五、六〇〇円に、「八四、〇〇〇円」を「一六六、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項ただし書(同法第三十七条の三第三項第一号、第四十六条)

第四十一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)の一一部を次のよう

に改正する。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項

中「二百五十円」を「四百円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は

通算退職年金の年額の計算について適用し、同

日の退職に係る退職一時金控除額又は通算退

職年金の年額の計算については、なお従前の例

による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正)

第四十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改

正する。

第十七条第二項中「三月以内」を「六月以内

に改め、同条第四項中「にさかのばつて」を「又

は当該申出が受理された日のうち、その者の選

択する日に」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十五条の三第二項中「八万四千円」を「十

三万五千六百円」に改める。

(国家公務員共済組合法の长期給付に関する施

行法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正後の農林漁業

団体職員共済組合法の一一部を改正する法律附則

第六条第一項ただし書(同法附則第七条第一項

及び第十六条第二項の規定によりその例により

算定することとされる場合(同法附則第二十条

において準用する場合を含む)並びに同法附則

第二十条において準用する場合を含む)の規定

は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が

生じた給付について適用し、同日前に給付事由

が生じた給付については、なお従前の例によ

る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正)

第四十六条第二項及び第三項第二号中「六万

六六、〇〇〇円」を「一〇三、一〇〇円」を「一

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正に伴

第二項及び第三項第二号並びに別表第一の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例によ

る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部改正す

る法律の一一部改正)

第四十五条 農林漁業団体職員共済組合法の一

部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百十一号)

の一部を次のようにより改正する。

附則第六条第一項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一一部を改正す

る法律の一一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 前条の規定による改正後の農林漁業

団体職員共済組合法の一一部を改正する法律附則

第六条第一項ただし書(同法附則第七条第一項

及び第十六条第二項の規定によりその例により

算定することとされる場合(同法附則第二十条

において準用する場合を含む)並びに同法附則

第二十条において準用する場合を含む)の規定

は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が

生じた給付について適用し、同日前に給付事由

が生じた給付については、なお従前の例によ

る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一

部を改正する法律の一一部改正)

第四十七条 通算年金制度を創設するための関係

法律の一一部を改正する法律の一一部を次のよう

に改める。

附則第七条第一項中「同条」の下に「第一項」

を加える。

附則第八条中「昭和三十六年四月一日以後の

被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間とを合算した期間。以

てこの条において同じ。)」を、「第三十九条ノ

二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に

改め、同条に次の三項を加える。

附則第十四条中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間とを合算した期間。以

てこの条において同じ。)」を、「第三十九条ノ

二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に

改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和

三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれ

ぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、老

齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満た

していない六十五歳以上の者の同日以後の被

保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する

期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭

和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそ

れぞれ同表の下欄に規定する期間以上であ

り、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険

者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳

未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級

であるときは、厚生年金保険法第四十六条の

三第一項の通算老齢年金の支給を請求するこ

とができる。

4 前項の請求があつたときは、厚生年金保険

法第四十六条の三第一項の規定に該当するに

至つたものとみなして、その請求をした者に

同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十三条第一項中「同条」の下に「第一項」

を加える。

附則第十四条中「昭和三十六年四月一日以後

の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間とを合算した期間。以

てこの条において同じ。)」を、「第三十九条ノ

二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に

改め、同条に次の三項を加える。

附則第十四条中「昭和三十六年四月一日以後

の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間とを合算した期間。以

てこの条において同じ。)」を、「第三十九条ノ

二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に

改め、同条に次の三項を加える。

附則第十四条中「昭和三十六年四月一日以後

の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間とを合算した期間。以

てこの条において同じ。)」を、「第三十九条ノ

二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に

改め、同条に次の三項を加える。

前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級であるときは、同法第三十九条ノ一第一項の通算老齢年金の支給を請求することができ

4 前項の請求があつたときは、船員保険法第三十九条ノ一第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十九条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用について、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

1 第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十一年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上あるもの

附則第四十二条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

1 第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十一年四月二日以後に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）

4 前項の請求があつたときは、船員保険法第三十九条ノ一第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十九条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の國家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用について、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

1 第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十一年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である組合員であつた期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上あるもの

2 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上あるもの

2 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が七年六月以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、船員保険法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金を支給する。

3 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第三十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第三項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、この者に通算退職年金を支給する。

（地方公務員等共済組合法の一章改正）

第49条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第七十九条第二項及び第三項第一号中「六万円六千円」に改める。

七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

別表第四の下欄中「二〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十七条第二項ただし書（同法第五十条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二

条第三項第一号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三項第二号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）

5 農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員が昭和四十四年十一月一日前に資格喪失をした場合において、附則第四十三条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十二条第三項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、この者に通算退職年金を支給する。

（地方公務員等共済組合法の一章改正）

第48条 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が十年以上あり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後

4 昭和四十四年十一月一日前に退職した公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員で前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定により新たに公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項第一号に該当するものとみなされたものが同年前に六十歳に達しているときは、昭和四十四年

5 第百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項第一号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三項第二号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得

が、当該被災者がその年の十二月三十一日

において生計を維持した児童の有無及び數

に応じて、第九条に規定する政令で定める額をこえること。当該被災者に支給され

た手当

第十二条第二項第一号中「それぞれ第十条各

号の規定の例により計算した額」を「第十条に規定する政令で定める額」に改める。

第十三条第二項を削る。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改定する。

第五条中「一千九百円」を「二千百円」に改める。

第七条手当は、第四条に定める支給要件に該

第七条を次のよう改める。

当する者の前年の所得が、その者が前年の二月三十日において生計を維持した児童扶

養手当法第三条第一項に規定する者の有無及び數に応じて、政令で定める額をこえるとき

は、その年の五月から翌年の四月までは、支

給しない。

第九条中「それぞれ前条各号に規定する額」を

「政令で定める額」に改め、同条各号を削る。

第十条中「それぞれ前条各号の規定により計算した額」を「前条に規定する政令で定める額」に改める。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得

が、当該被災者がその年の十二月三十一日

において生計を維持した児童扶養手当法第

三条第一項に規定する者の有無及び數に応じて、第七条に規定する政令で定める額を

当該被災者に支給された手

理由

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給対象

児童の福祉の向上を図るために手当額を引き上げることも、所得による支給の制限に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する

第十二条第二項を削る。

附則

(施行期日)
この法律による改正後の児童扶養手当法

第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の月分の児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月分の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第九

条から第十二条まで及び第十二条第二項の規定

は、昭和四十三年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措

置) 第十二条第二項第一号中「左の業務を行なう」を

「次の業務を行なう」に改め、同項第二号中「行

う」を「行なう」に改め、同項第四号中「前二号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同

項第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業

(以下「心身障害者扶養保険事業」という。)

第二十三条に次の三項を加える。

五 第二項第四号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

四 振興会は、第一項第四号の業務の開始の際、

第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済

制度の返還について適用し、昭和四十二年以前の年

九月以前の月分の特別児童扶養手当について

は、なお従前の例による。

当法第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の

月分の特別児童扶養手当について適用し、同年

九月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

第七条、第九条、第十条及び第十二条第二項の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による支

給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年

九月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得

が、当該被災者がその年の十二月三十一日

において生計を維持した児童扶養手当法第

三条第一項に規定する者の有無及び數に応じて、第七条に規定する政令で定める額を

当該被災者に支給される手

する理由である。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改定する。

第一条中「國債、地方債その他厚生大臣の指定する有

価証券の取得

第三十四条の二第一号中「第二十四条第一項」を「第一号」を次のように改める。

第一号を次のように改める。

三 第三十一条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

第二十三条第一項中「左の業務を行なう」を

「次の業務を行なう」に改め、同項第二号中「行

う」を「行なう」に改め、同項第四号中「前二号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同

項第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の

加入者に対する負う共済責任を保険する事業

(以下「心身障害者扶養保険事業」という。)

第二十三条に次の三項を加える。

五 第二項第四号に規定する心身障害者扶養共済

制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共

済制度で政令で定めるものをいう。

四 振興会は、第一項第四号の業務の開始の際、

第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済

制度の返還について適用し、昭和四十二年以前の年

九月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

当法第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の

月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

第七条、第九条、第十条及び第十二条第二項の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による支

給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年

九月以前の月分の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得

が、当該被災者がその年の十二月三十一日

において生計を維持した児童扶養手当法第

三条第一項に規定する者の有無及び數に応じて、第七条に規定する政令で定める額を

当該被災者に支給された手

第四号の業務に係る会計を、それぞれに改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、同条

第一号を次のように改める。

第一号を次のように改める。

第三十四条の二第一号中「第二十四条第一項」を「第一号」を次に改める。

第一号を次に改める。

三 第三十一条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条

第一号を次のように改める。

第一号を次のように改める。

三 第三十一条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

第三十三条ノ八ノ二 第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ死亡シタルニ因リ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ第二十七条ノ二ニ規定スル遺族ガ命令ノ定ムル所ニ依リ海運局又ハ公共職業安定所ニ於テ当該死亡シタル者ニ付失業ノ認定ヲ受ケタルトキハ当該死亡シタル者ヲ失業保険金ヲ受クル権利ヲ有スル者ト看做シ同条ノ規定ヲ適用ス。

第三十三条ノ九第三項中「二十円（子ノ中一人ヲ除キタル子ニ付テハ十円）」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改め、同条第四項中「（前項ノ規定ニ依リ加給スペキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トス以下之ニ同ジ）」を削る。

第三十三条ノ十四第一項中「一週間」を「二週間」に、「七日分」を「十四日分」に改める。

第三十三条ノ十六第七項を次のように改める。

第三十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ死亡シタルニ因リ第二項ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ付第三十三条ノ十一ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ付之ヲ準用ス。

第三十三条ノ十七を削り、第三十三条ノ十八中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第三十三条ノ十七とする。

第五十七条ノ二第一項中「福祉ヲ増進スル為の下に「次条ノ規定ニ依ル給付ヲ為スノ外」」を加える。

第三章第十一節中第五十七条ノ二の次に次の二条を加える。

第五十七条ノ三 被保險者タリシ者ガ海運局又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク為其ノ住所ヲ変更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移転ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ社会保険厅長官社会保険審議会ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第五条、第八条第一項、第九条第三項、第九条ノ二第一項、第二十五条ノ三乃至第二十七条ノ六号」の一部を次のように改正する。

第一条 失業保険法（昭和二十一年法律第百四十一条）の一部を次のように改正する。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一
部を改正する法律案

2 附則

1 この法律は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2

この法律による改正後の船員保険法第三十三条ノ八ノ二（同法第三十三条ノ十六第七項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十五年一月一日以後に死亡した者について適用する。

第三十三条ノ十六第七項を次のように改める。

第三十三条ノ三ノ規定による給付を含む。」

第三十三条ノ三第一項の規定による給付を含む。」

二、第五十五条、第六十三条第一項及第六十九条ノ三第二項ノ規定中保険給付又ハ失業保険金ト称スルハ第一項ノ規定ニ依ル給付ヲ含ムモノトス

（第二十八条第一項）を「第四章 費用の負担別保険料（第三十七条第一項）」に改める。

第六条第一号中「五人以上の労働者第三十八条の二の日雇労働者を含む。」本条において以下同じ。)を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行ふものを除く。」を「次に掲げる事業以外の事業を行なう事業主」に改め、同号ハ中「事業」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同条第二号中「であつて五人以上の労働者を雇用するもの」を削る。

第九条 削除

第十条中「第八条及び前条を「及び第八条」に改め、「若しくは六月において通算して六十日以上」を削り、「第二号」を「又は第二号」に改め、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削り、同条第四号及び第五号を削る。

第十一条中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

被保險者期間は、被保險者であつた期間のうち、当該被保險者の資格の喪失の日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保險者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日をいうものとし、以下喪失応当日といふ。）の各前日からその各前月の喪失応当日までさかのばつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保險者期間に算入しない。ただし、当該被保險者の資格の取得の日からその日後における最初の喪失当日の前日までの期間の日数が十五日以

上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保險者期間として計算する。

第十五条第一項中「疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めたる」を「次の各号に掲げる」に、「その一年間ににおいて賃金の支払を受けた日数を一年に加算した期間」を「それぞれ当該各号にて準用する場合を含む。」の規定は、昭和四十五年一月一日以後に死亡した者について適用する。

第三十三条ノ三第一項の規定による給付を含む。」

るべき者の順位は、同項に規定する順序による。

第一項の規定による失業保険金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、そ

の一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。

第十七条第一項中「八百六十円」を「千四百円」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十七条の二第一項中「被保険者の離職した月前において第十四条の」を「算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により」「六月（月の末日において離職した場合は、その月及びその前五月）」を「六箇月」に改める。

第十七条の三中「平均給与額」を「平均定期給与額」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「第十六条」の下に「又は第十六条の二第一項」を加え、「当該失業保険金の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行

なう前の額」を削り、同条第二項中「受給資格者は、」を受給資格者又は第十六条の二第一項の規定による失業保険金の支給を請求する者

は、第十六条又は第十六条の二第一項の規定によつて「に、」を「自らの」を「当該受給資格者が自己の」に改める。

第二十条の二第一項ただし書中「十年以上」を「二十年以上である者については三百日分、二十年以上二十年未満」に改め、同条第三項第二号中「離職の日前」を「離職の日以前」に改める。

第二十条の四に次の二項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「一年に第二

十条の四第一項に規定する政令の定める日数を加えた期間」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項中「、第二十六条第四項及び第二十六条の二第一項」を「及び第二十六条第五項」に改める。

第二十三条の二に見出しとして「（返還命令等）」を附し、同条第一項中「その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事

業主の虚偽の届出、報告又は証明によるもので

あるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帶して失業保険金の全部又は一部の返

還をすべきこと」を「労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準により、当該

「前一項」に改め、「返還」の下に「又は納付」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事

業主の虚偽の届出、報告又は証明によるもので

あるときは、その事業主に対して、支給を

受けた者と連帶して、同項の規定による失業保険金の額に相当する額以下の金額の納付を

すべきこと」に改め、同条第二項中「前項」を

「前一項」に改め、「返還」の下に「又は納付」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支

給が、その者を雇用し、又は雇用していた事

業主の虚偽の届出、報告又は証明によるもので

あるときは、その事業主に対して、支給を

受けた者と連帶して、同項の規定による失業保険金の支給を請求することができる。

ただし、労働大臣は、必要があると認める

ときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、傷病給付金の支給について別段の定めをすることができる。

ら第五項まで」を「第十六条の二第二項及び第三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは「第二十六条第三項」と、第十七条の四第一項中「第十六条又は第十六条の二第一項の規定によって公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同

条第二項中「第十六条又は第十六条の二第一項の規定によって公共職業安定所において失業の認定を受けた期間」とあるのは「第二十六

六条第二項又は第三項の規定によって認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項の次に次の二項を加える。

受給資格者が死亡したために前項の規定による認定を受けることができなかつた場合に

受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十

三条の二の規定は、扶養手当の支給について定める。

第二十七条第一項中「困るため」の下に

「、次条の就職支度金及び第二十七条の四の移転費を支給するほか、職業訓練のための施設、

住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他」を加える。

第二章の一中第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（扶養手当）

第二十七条受給資格者に扶養親族（主として

その者により生計を維持されている配偶者

（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳未満であるか、若しくは命令で定める廃疾の状態にある子をいう。以下同じ。）がある場合

には、政府は、扶養手当を支給することができる。

（就職支度金）

第二十七条の三受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるとき

は、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。ただ

し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十

条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から當該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から當該受給資格に係る受

給期間が満了する日までの日数をこえるときには、就職するに至つた日から當該受給資格に

の理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、その理由が生じた日以後に行なわれる失業の認定又は前条第二項若しくは第三項の規定による認定に係る失業保険金又は傷病給付金の支給の対象となる日（受給資格者が前項の規定に該当する日に限る。）について行なう。

扶養手当の日額は、扶養親族一人につき政令で定める額とする。

扶養手当の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十

三条の二の規定は、扶養手当の支給について定める。

第二十七条第一項中「困るため」の下に

「、次条の就職支度金及び第二十七条の四の移転費を支給するほか、職業訓練のための施設、

住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他」を加える。

第二章の一中第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（扶養手当）

第二十七条受給資格者に扶養親族（主として

その者により生計を維持されている配偶者

（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳未満であるか、若しくは命令で定める廃疾の状態にある子をいう。以下同じ。）がある場合

には、政府は、扶養手当を支給することができる。

（就職支度金）

第二十七条の三受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるとき

は、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。ただ

し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十

条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から當該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から當該受給資格に係る受

給期間が満了する日までの日数をこえるときには、就職するに至つた日から當該受給資格に

係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。以下この条において同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、次に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給

残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である受給資格者について

ては、第十七条の規定による失業保険金の日額(第二十七条第一項の規定に該当する受給資格者については、その額に同条第三項の規定による扶養手当の日額を加算した額。以下この条において同じ。)の五十倍に

相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給

資格者については、第十七条の規定による失業保険金の日額の三十倍に相当する額

前項第一号又は第二号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が百五十日以上であるものに

係る就職支度金の額は、同項の規定にかわらず、第十七条の規定による失業保険金の額の二十倍に相当する額を同項第一号又は第二号に掲げる額に加算した額とする。

就職支度金の支給に關する必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十一条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替えるものとする。

(移転費)

第二十七条の四 受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業につくため、その住所又は

居所を変更する場合においては、政府は、受給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に要する費用(以下移転費といふ)を支給することができる。

移転費の支給に關する必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、移転費の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の四の移転費」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「千分の十四」を「千分の三」に改め、同条第二項中「千分の十二から千分の十六まで」を「千分の十一から千分の十五まで」に改める。

第三十二条第一項中「本章」の下に「及び次章」を加える。

第四章の二 特別保険料

第三十七条の三 政府は、連続する三会計年度中の各会計年度において、当該会計年度中に離職した短期離職者(同一事業主に継続して六箇月以上十箇月未満の期間雇用された後当該事業主の責に帰すことができない事由以外の事由により離職した被保險者をいう。以下同じ。)の数が、命令の定めるところにより計算して得た被保險者の総数に十分の一を乗じて準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替えるものとす

る。

就職支度金の支給に關する必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十一条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替えるものとす

る。

就職支度金の支給に關する必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十一条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替えるものとす

る。

就職支度金の支給に關する必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

(特別保険料の徴収)

第三十七条の三 政府は、連続する三会計年度中の各会計年度において、当該会計年度中に離職した短期離職者(同一事業主に継続して六箇月以上十箇月未満の期間雇用された後当該事業主の責に帰すことができない事由以外の事由により離職した被保險者をいう。以下同じ。)の数が、命令の定めるところにより計算して得た被保險者の総数に十分の一を乗じて準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替えるものとす

る。

(特別保険料の納付)

第三十八条 特別保険料は、第三十七条の三第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度において離職した短期離職者の数からその会計年度における基礎控除数を控除した数

を加える。

前項に規定する者が死亡したために失業の認定を受けることができなかつた場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死の當時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、公共職業安定所において中央職業安定審議会の意見をきいて労働大臣が定める率を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

二 前条第一項に規定する事業所につき、当該最後の会計年度において離職した短期離職者の数からその会計年度における基礎控除数を控除した数

を加える。

三 第十六条の二第二項及び第三項の規定は、第四項の規定による失業保険金の支給について準用する。この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは、「第三十八条の九の四第五項中「第三十八条の九第四項」と読み替えるものとする。

第四項の規定による失業保険金の支給について準用する。この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは、「第三十八条の九の二第三項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の九の二第三項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の五及び第三十六条の規定は、特別保険料について準用する。

第三十八条の二中「又は前六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の五第一項中「第九条」を削り、第三十八条の十一第一項中「第一級二十四

事業主が同一である二以上の事業所であつて、命令で定める要件に該当するものは、前項の規定の適用については、その全部を一の事業所とみなす。

第一項の規定により徴収した特別保険料は、予算の範囲内において、労働者が季節的に失業することの予防、労働者が年間を通じて雇用されることの促進等の措置に要する費用に充てることができる。

第三十七条の四 特別保険料の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

第三十七条の四 特別保険料の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

第三十八条の九第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号から第四号までに掲げる規定以外の規定
二 定 昭和四十五年一月一日

二 第一条中失業保険法第十条の改正規定(「若しくは六月において通算して六十日以上」を削る部分に限る)、同法第十三条第十四条、第十五条、第十七条の二及び第三十八条の二の改正規定、同法第三十八条の五の改正規定(「又は六月において通算して六十日以上」を削る部分に限る)、同法第三十八条の二及び第三十八条の二の改正規定(「又は六月において通算して六十日以上」を削る部分に限る)、同法第三十八条の六及び第三十八条の八の改正規定、同法第三十八条の九の改正規定(「二十八日分」を「二十四日分」に改める部分に限る)、同法第三十八条の九の二及び第三十八条の三の改正規定(「又は六月において通算して六十日以上」を削る部分に限る)、同法第三十八条の二十及び第三十八条の八の改正規定(「被保險者期間」の下に「二箇月」を加える部分に限る)並びに同法第三十八条の十五の改正規定(「被保險者期間」の下に「二箇月」を加える部分に限る)、同法第三十九条及び第十条の規定

三 第一条中失業保険法目次の改正規定(第四章 費用の負担(第二十八条—第三十八条)を「第四章 費用の負担(第二十八条—第三十八条)を「第四章の二 特別保険料(第三十七条の三十七条の二)」に改める部分に限る)、同法第十七条の三の改正規定(「平均給与額」を「平均定期給与額」に改める部分に限る)、同法第三十二条の改正規定、同法第三十八条を「第三十八条(二)」に改める部分に限る)、同法第三十七条の二ととする改正規定、同法第四章の次に一章を加える改正規定及び同法第三十八条の五の改正規定(第三十四条の五まで)の下に「、第三十七条の三から第三十八条まで」を加える部分に限る)並びに附則第八条、第十三条及び第十四条の規定

昭和四十五年一月一日

十五年四月一日

四 第一条中失業保険法第六条及び第九条の改正規定、同法第十条の改正規定(「第八条及び前条」を「及び第八条」に改める部分、「、第八条及び二号」を「又は第二号」に改める部分、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至った場合」を削る部分並びに同条第四号及び第五号を削る部分に限る)並びに同法第三十八条の五の改正規定(「第九条」を削る部分に限る)、第二十二条第一項及び第十二条の規定並びに附則第二条第一項及び第十二条の規定別に法律で定める日

(当然被保險者に関する暫定措置等)
第二条 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの以外の事業主のうち、五人未満の労働者を雇用する事業主であつて、政令で定めるものは、第一条の規定による改正後の失業保険法(以下「新法」という)第六条の規定にかかるわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主としない。

2 政府は、失業保険の当然被保險者とされていない労働者を当然被保險者とするための適切な方策について調査研究を行ない、その結果に基づいて、昭和五十一年一月三十一日までに、必

要な措置を講ずるものとする。
(被保險者期間の計算に関する経過措置)

第三条 新法第十四条第一項の規定は、昭和四十五年二月一日

五年二月一日(以下この条において「基準日」という)以後の被保險者であつた期間に係る被保險者期間の計算について適用し、基準日前の

被保險者であつた期間に係る被保險者期間の計算について、基準日前から同日以後まで引き続き

づいて、昭和五十一年一月三十一日までに、必

要な措置を講ずるものとする。

(被保險者期間の計算に關する経過措置)

第五条 新法第十四条第一項の規定は、昭和四十五年二月一日

五年二月一日(以下この条において「基準日」という)以後の被保險者であつた期間に係る被保險者期間の計算について適用し、基準日前の

被保險者であつた期間に係る被保險者期間の計算については、なお從前の例による。

(受給期間の延長に関する経過措置)

第六条 新法第二十条の四第五項の規定は、受給

して六年を経過した日前の日である者が基準日以後に当該被保險者の資格を喪失した場合において、当該被保險者の資格の取得の日の属する月の初日(その日が基準日前の日であるときは、基準日とし、以下この項において「資格取得日」という)から当該被保險者の資格の喪失の日(その日が基準日から起算して六年を経過した日以後の日であるときは、基準日から起算して六年を経過した日とし、以下この項において「資格喪失日」という)の前日までの間の被保險者であるが、基準日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き被保險者として雇用された後離職したものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とす

る。

前項の場合において、特定賃金月額に係る被保險者についての被保險者期間の特例及び賃金

日額の特例に関する経過措置について必要な事項は、政令で定める。

第二項の場合において、基準日から起算して六年を経過した日前から同日以後まで引き続き被保險者として雇用された者についての同日以後の被保險者であつた期間に係る被保險者期間の計算に関する経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(受給資格者が死亡した場合に係る失業保険金等の支給に関する経過措置)

第七条 新法第三十条第一項の規定は、昭和四十五年一月一日以後に支払われた賃金に係る被保險者についての被保險者期間の特例及び賃金

日額の算定について適用し、同日前に支払われた賃金に係る被保險料の額の算定については、なお從前の例による。

(被保險料率に関する経過措置)

第八条 新法第三十七条の三第一項の規定は、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年一月

一日までの間ににおいて離職した被保險者についての被保險料率の算定について適用する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和五十一年一月一日までの間ににおいて離職した被保險者についての被保險料率の算定について適用する。

三十一日までの間ににおいて離職した被保險者についての被保險料率の算定について適用する。

(返還命令等に関する経過措置)

四項、第二十六条第一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第五項、第二十七項及び第二十七項の規定

は、昭和四十五年一月一日以後の訴訟その他不正の行為について適用し、同日前の訴訟その他不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の保険給付に相当する金額の返還命令については、なお

正の行為によつて保険給付(就職支度金及び移転費を含む。以下同じ。)の支給を受けた場合に付に相当する金額の返還命令については、なお

第三項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十五年一月一日以後の訴訟その他不正の行為

による。

された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十二日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十二日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

(日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に関する経過措置)

第十一条 新法第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対し、それぞれ当該月の翌月以後四月の期間内に

おいて同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分によるものとする。

昭和四十五年一月	昭和四十五年一月一日から同月三十日まで	十二日分
昭和四十五年二月	昭和四十五年一月一日から同年二月二十八日まで	二十四日分
昭和四十五年三月	昭和四十五年一月一日から同年三月三十一日まで	三十六日分
昭和四十五年四月	昭和四十五年一月一日から同年四月三十日まで	四十八日分
昭和四十五年五月	昭和四十五年一月一日から同年五月三十一日まで	六十日分

(日雇労働被保険者に係る保険料に關する経過措置)

第十二条 新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十五年一月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用されるに係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第二条の規定による改正後の同項の適用事業としない。

2 前項に規定する事業は、任意適用事業とする。

(失業保険特別会計法の一部改正)

第十三条 失業保険特別会計法(昭和二十一年法律五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「特別保険料を含む。」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第十四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(労働手当の額を加える。)

(國家公務員等退職手当法の一部改正)

第十五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十二号)の一部を次のように改正する。

二 その者を失業保険法の規定による失業保険の被保険者であつた者と、その者の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者においては、なお従前の例による。)に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

一 その者がすでに支給を受けた当該退職にて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

第十三条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後訓練等を受ける場合には、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける者に対するは、労働大臣が失業保険法第二十

て、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法(昭和二十一年法律第百四十六号)の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所(政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。)を通じて支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができることができる日数から当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

その者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえては支給しない。

第十三条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後訓練等を受ける場合には、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

二 その者を失業保険法の規定による失業保険の被保険者であつた者と、その者の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者においては、なお従前の例による。)に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

第十三条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後訓練等を受ける場合には、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合には、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

条の四第一項の規定による措置を決定した場合には、当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、当該失業保険金の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

第十一条第六項中「第一項、第三項及び前項」を「前各項」に、「又は第三項」を「又は第二項」に、「から第二十七条まで」を「及び第二十六条」に改め、同項第三号中「傷病給付金」の下に「(当該退職の日において失業保険法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。)」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中又は第四号を削り、「第三項」を「第二項」に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 失業保険法第二十三条の二の規定は、詐欺

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による国家公務員等退職手当法の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十七条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十六条第十項」を「第十六条第十一項」に改め、同条第四項中「当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が」を「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十一条第一項に規定する扶養親族を有する場合に

あつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。)」又は当該職業訓練手

援等に関する法律の一部改正)に改め、同項第三号中「傷病給付金」の下に「(当該退職の日において失業保険法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。)」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中又は第四号を削り、「第三項」を「第二項」に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 失業保険法第二十三条の二の規定は、詐欺

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による国家公務員等退職手当法の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十七条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十六条第十項」を「第十六条第十一項」に改め、同条第四項中「当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が」を「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十一条第一項に規定する扶養親族を有する場合に

とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 每会計年度において交付した失業保険法相当付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第三十条第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した保険給付費とみなす。

第十五条第一項中「失業保険金」の下に「(扶

養手当)を含む。以下同じ。」を加え、同条第四号中「第十六条」の下に「第十六条の二」を

加え、「及び二十四条」を「、第二十四条及び第二十七条」に改める。

(港湾労働法の一部改正)

第十九条 港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「失業保険法の規定による失業保険金」の下に「(扶養手当を含む。)」を加え、「第三項」を「第一項」に改める。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正)

第二十条 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保険給付」を「保険給付等」に改める。

(第二条 球労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福利の向上を図るためにこれらの労働者に対する

失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引下げ、短期循環的に離職者を発生させる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(第二条第三号及び第七号中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加える。

第三条第一項中「第二十六条第十一項」を「第二十六条第十一項」に改め、同条第三項中「保

険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加え、「及び第三項」を「及び第三項」に改め、同条第四項中「失業保険法相当」を削り、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項

第三章 労働保険料の納付の手続等(第十一条)
第四章 労働保険事務組合(第三十三条・第三十三条)
第五章 不服申立て及び訴訟(第三十七条・第三十八条)

第六章 雜則(第三十九条・第四十五条)
第七章 訴則(第四十六条・第四十八条)

第八章 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)以下「労災保険法」という。による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び失業保険法(昭和二十二年法律第二百四十六号)による失業保険(以下「失業保険」という。)を総称する。

第二条 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名稱のいかんを問わず、労働の対價として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、労働省令で定める範囲外のものを除く。)をい

う。

第三条 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に必要な事項は、労働省令で定め

る。

第二章 保険関係の成立及び消滅

(保険関係の成立)

第三条 労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、

その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第四条 失業保険法第六条第一項の当然適用事業

の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

2 失業保険法第六条第二項の任意適用事業の事業主については、その者が失業保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

3 前項の申請は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の二分の一以上の同意を得なければ行なうことができる。

4 第二項に規定する事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、同項の申請をしなければならない。

(保険関係の消滅)

第五条 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第六条 第四条第二項の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、前条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業について成立している保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行なうことできない。

(有期事業の一括)

第七条 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

一 事業主が同一人であること。
二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。
と。

三 それぞれの事業の規模が、労働省令で定め

る規模以下であること。

四 それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める要件に該当すること。

(請負事業の一括)

第六条 労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用について同項の規定の適用を受けることにつき申

1 元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2 前項に規定する場合において、元請負人及び請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、当該下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に請負に係る事業について、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

(継続事業の一括)

第九条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とするこ

とは、前条の規定によるほか、その者が当該保険関係に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これららの事業のうち労働大臣が指定するいすれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

(労働保険料)

第十一条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあつては、労働保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一 一般保険料
二 第一種特別加入保険料

三 第二種特別加入保険料

四 印紙保険料
(一般保険料の額)

第十二条 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

1 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

2 前項の規定にかかるわらず、労働省令で定める事業について、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

(一般保険料に係る保険料率)

第十三条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一 労災保険及び失業保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「労災保険率」という。）と千分の十三の率とを加えた率

二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三 失業保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、千分の十三の率

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたり、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

3 労働大臣は、百人以上の労働者を使用する事業その他労働省令で定める規模の事業であつて、労災保険の事業に係る規制を適用する事務所が成立した後三年以上経過したものについての同日以前三年間ににおける労災保険法の規定による保険給付の額（年金たる保険給付その他労働省令で定める保険給付については、その額

は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応する部分の額）に第一種特別加入保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての労災保険率を百分の三十の範囲内において労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率を、当該事業についての次の保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の労災保険率とすることができる。

4 労働大臣は、毎会計年度において、徴収した労働保険料の額（第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応する部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保険料の額の合計額に限る。）に失業保険法第三十六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額（以下この項において「徴収合計額」という。）と同法第二十八条第一項から第三項まで及び第二十八条の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該会計年度末における失業保険特別会計の積立金に加減した額が、当該会計年度における徴収合計額の二倍に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十の率を千分の十一から千分の十五までの範囲内において変更することができる。

(第一種特別加入保険料の額)

第十三条 第一種特別加入保険料の額は、労災保

したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していいた期間に使用したすべての労働者)に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号の事業につては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業につては、その保険年度における第十四条第一項の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

4 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から四十五日以内に納付しなければならない。

5 政府は、事業主が第一項又は第二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

6 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

7 事業主が納付した労働保険料の額が、第一項又は第二項の労働保険料の額(第四項の規定により政府が労働保険料の額を決定した場合にあっては、その決定した額)といふ)をこえる場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の保険法の規定による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるとき。

8 政府は、前項の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げる場合には、労働省令で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付するものとする。

9 第十七条第二項の規定は、前項の規定により同一の有期事業であつて労働省令で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一種特別加入保険料

10 第二十一条 労災保険に係る保険関係が成立していなかった場合に該当する場合には、政府は、事業主が第十九条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなつた場合は、この限りでない。

11 第二十二条 印紙保険料の額は、失業保険法第三十八条の第三項各号のいずれかに該当する日雇労働者又は同法第三十八条の四第一項の認可を受けた日雇労働被保険者(以下「日雇労働被保険者」という)一人につき、一日あたり、次に掲げる額とする。

12 労働大臣は、第十二条第四項の規定により同一条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を変更した場合(同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む)には、前項第一号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)以下「第一級保険料日額」といふ)及び前項第二号の印紙保険料の額(その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)以下「第二級保険料日額」といふ)を、次項に定めることにより、変更するものとする。

13 第十七条第二項の規定は、前項の規定により同一の有期事業であつて労働省令で定めるものが次

14 第二十二条第一項の規定にかかるらず、政
府は、その事業の一般保険料又は第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額をその額(第十
二条第一項第一号の事業についての一般保険料に
係るものにあつては、当該事業についての勞
災保険率に応する部分の額)に百分の二十の範
囲内において労働省令で定める率を乗じて得た
額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その
事業についての一般保険料又は第一種特別加入
保険料の額とすることができる。

15 一事業が終了した日から三箇月を経過した日
前における労災保険法の規定による保険給付
の額と一般保険料に係る確定保険料の額(第
十二条第一項第一号の事業については、労災
保険率に応する部分の額)次号において同
じ)に第一種特別加入保険料に係る確定保
険料の額を加えた額との割合が百分の八十五を
こえ、又は百分の七十五以下であつて、その
割合がその日以後において変動せず、又は労
働省令で定める範囲をこえて変動しないと認
められるとき。

16 前号に該当する場合を除き、事業が終了し
た日から九箇月を経過した日前における労災
保険法の規定による保険給付の額と一般保険
料に係る確定保険料の額に第一種特別加入保
険料に係る確定保険料の額を加えた額との割
合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五
以下であるとき。

17 政府は、前項の規定により労働保険料の額を
引き上げ又は引き下げる場合には、労働省令で
定めるところにより、その引き上げ又は引き下
げられた労働保険料の額と確定保険料の額との
差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法
律の規定による徴収金に充当し、又は還付する
ものとする。

18 第十七条第二項の規定は、前項の規定により
同一の有期事業であつて労働省令で定めるものが
次

第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後ににおける第三条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

4 労働大臣は、失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

5 前項の場合において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

6 第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更後における第三条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額とこれららの保険料日額の変更前における同条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額に失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額又は第二級保険金日額を変更した比率を乗じて得た額と均衡するように、労働省令で定めるところにより算定した額に変更するものとする。

7 每月末において、ナビで徴収した印紙保険料の総額に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額と失業保険法の規定によりすでに支給した日雇労働被保険者に係る保険給付の総額の三分の一に相当する額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に同法の規定により支給されるべき日雇労働被保険者に係る保険給付の額の二分の一に相当する額に満たないと認められるときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更することができる。

7 前項の場合には、労働大臣は、次の国会におい

いて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更する手続をとらなければならない。この場合において、同項の規定による変更のあつた労働保険料の負担額が均衡するように、労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

(印紙保険料の納付)

第十二条 事業主(第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人。以下この条から第二十

五条まで、第三十条、第三十一条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。)は、日雇労働被保険者に賃金を支払うなどその者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

2 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業

主が、失業保険法第三十八条の三第二項又は第

三十八条の四第二項の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳(以下「日雇労働被保険者手帳」という。)に失業

保険印紙をはり、これに消印して行なわなければならぬ。

(印紙保険料の決定及び追徴金)

第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるに

もかからず、印紙保険料の納付を怠つたとき

は、政府は、労働省令で定めるところにより、

前項の規定により決定された印紙保険料の額

(その額に千円未満の端数があるときは、その

端数は、切り捨てる)の百分の二十五に相当す

る額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、こ

の限りでない。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

3 (督促及び滞納処分)

日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができます。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

第二十六条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 前項の規定によつて督促を受けた者が、その法律若しくは失業保険法又はこれらの法律に基づく労働省令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

5 第三項の規定による印紙保険料の納付の方法について必要な事項は、労働省令で定める。

6 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときには、これを返還しなければならない。

7 第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額百円につき一日四錢の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

8 第二十八条 国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

9 第二十九条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

10 第三十条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

11 第三十一条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

12 第三十二条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

13 第三十三条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

14 第三十四条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

15 第三十五条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

16 第三十六条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

17 第三十七条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

18 第三十八条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

19 第三十九条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

20 第四十条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

21 第四十一条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

22 第四十二条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

23 第四十三条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

24 第四十四条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

25 第四十五条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

26 第四十六条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

27 第四十七条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

28 第四十八条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

29 第四十九条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

30 第五十条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

31 第五十一条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

32 第五十二条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

33 第五十三条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

34 第五十四条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

35 第五十五条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

36 第五十六条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

37 第五十七条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

38 第五十八条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

39 第五十九条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

40 第六十条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

41 第六十一条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

42 第六十ニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

43 第六十ニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

44 第六十ニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

45 第六十ニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

46 第六十ニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

47 第六十ニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

48 第六十ニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

49 第六十ニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

50 第六十ニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

51 第六十ニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

52 第六十ニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

53 第六十ニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

54 第六十ニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

55 第六十ニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

56 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

57 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

58 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

59 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

60 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

61 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

62 第六十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 勘定金は、前項の規定により決定したときには、その勘定金の額の五百円を徴収する。

二、納付義務者の住所又は居所がわからなかった

め、公示送達の方法によつて督促したとき。

三、延滞金の額が百円未満であるとき。

四、労働保険料について滞納処分の執行を停止

し、又は猶予したとき。

五、労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第二十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第二十九条 労働保険料その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(労働保険料の負担)

第三十条 第十二条第一項第一号の事業に係る失業保険法第五条に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)は、当該事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が第十二条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に応ずる部分の額の二分の一の額を、第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者は、当該事業に係る一般保険料の額の二分の一の額を、それぞれ負担するのを原則とする。

2 被保険者の負担すべき一般保険料の額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める一般保険料額表によつて計算する。

3 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担するものとする。

4 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

第三十一条 事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保

険者に支払う賃金から控除することができる。

この場合において、事業主は、労働保険料控除に關する計算書を作成し、その控除額を当該被

保険者に知らせなければならない。

第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第二項の規定による被保険者を使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

3 第一項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

(労働省令への委任)

第三十二条 この章に定めるもののはか、労働保険料その他この法律の規定による徴収金、労働保険料の負担又は被保険者の負担すべき労働保険料の賃金からの控除に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(第四章 労働保険事務組合)

第三十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。)は、団体の構成員である事業主(労働省令で定める)の委託を受けて、この章の定めるところに

2 (労働保険事務組合の責任等)

第三十五条 第三十三条第一項の委託に基づき、事業主が労働保険事務組合の規定による労働保険料その他徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に對して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理

由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に對して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組

定する業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体(以下「労働保険事務組合」という。)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは失業保険法若しくはこれらの法律に基づく労働省令(以下「労働保険関係法令」という。)の規定に違反したとき、又はその行ならへき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

(労働保険事務組合に対する通知等)

第三十四条 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に對してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に對してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

(帳簿の備付け)

第三十六条 労働保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に關する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならぬ。

4 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

(不服申立て)

第三十七条 事業主は、第十五条第三項又は第九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との關係)

第三十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に對する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに對する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

(第六章 雜則)

第三十九条 都道府県及び市町村の行なう事業その他労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係とともに別個の事業とみなしてこの法

合が納付すべき徴収金については、当該労働保

険事務組合に對して第二十六条第三項(労災保

険法第十九条の二第三項及び第二十五条第二項並びに失業保険法第二十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をして

てもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十九条の二第二項の規定及び失業保険法第二十三条の二第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

5 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

6 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

7 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

8 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

9 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

10 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

11 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

12 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

13 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

14 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

15 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

16 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

17 第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第三

五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、事業主とみなす。

労働者災害補償保険法 目次中 「第四章の二
第四章の四

保険給付の特例
労災保険事務組合を「第四章の二 特別加入」
特別加入」に改める。

第三条第三項中「前一項」を「前項」に改め、
「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第四十
九号」を加え、「船員法(昭和二十二年法律第百
号)の適用を受ける船員」を「船員保険法(昭和十
四年法律第七十三号)第十七条の規定による船
員保険の被保険者」に改め、同条第二項を削る。
第三条の二を削る。

第五条中「労働省令」の下に「並びに労働保険

の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年
法律第 号。以下「徴収法」という。)に基づ
く政令及び労働省令(労働者災害補償保険事業
に係るものに限る。)を加える。

第六条から第十一条までを次のように改め
る。

第六条 保険関係の成立及び消滅については、
徴収法の定めるところによる。

第七条から第十一条まで 削除

第十一条の二を削る。

第十九条の二第二項中「事業主」の下に「(徴
収法第八条第一項又は第二項の規定により元請
負人が事業主とされる場合にあつては、当該元
請負人。以下同じ。)」を加え、同条に次の一項
を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九
条、第三十八条及び第四十一条の規定は、前
二項の規定による徴収金について準用する。

第二十四条 労働者災害補償保険事業を要する
費用にあるため政府が徴収する保険料につ
いては、徴収法の定めるところによる。

第二十五条から第三十条の三までを削る。

第三十条の四各号列記以外の部分中「保険加

入者」を「事業主」に改め、同条第一号を削り、
同条第一号中「保険加入者」を「事業主」に、「保
険料」を「徴収法第十条第二項第一号の一般保険
料」に、「督促状」を「同法第二十六条第二項の督
促状」に改め、同号を同条第一号とし、同条第二
号中「保険加入者」を「事業主」に改め、同号を
同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九
条、第三十七条、第三十八条及び第四十一条
の規定は、前項の徴収金について準用する。
第三十条の四を第二十五条とし、第三十一条
から第三十四条までを削り、第三十四条の二を
かから第三十四条までを削り、第三十四条の二を
削る。

第四章の二及び第四章の三を削る。

第三十四条の十一第一号中「労災保険事務組
合」を「徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組
合(以上「労働保険事務組合」という。)に、
「労災保険事務」を「同条第一項の労働保険事務」
に改め、第四章の四中同条を第二十七条とす
る。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十二第二項中「第二章の規定に
より成立する保険関係」を「徴収法第三条の規
定により成立する労災保険に係る労働保険の保
険関係(以下「保険関係」という。)」に改め、
「第四章(第三十条の四を除く。)及び前章」
を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第
十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に
改め、同条第三項中「この法律」の下に「若し
くは徴収法」を加え、「これに」を「これら」法
律に改め、同条を第二十八条とする。

二 当該承認があつた日は、前号の適用事業
が開始された日とみなす。

第三十四条の十三第一項に「この保険」を「この法
律」に改める。

第四十七条中「第三十四条の十二第一項第一
号又は第三十四条の十三第一項第三号」を「第
二十八条第二項第一号又は第二十九条第一項
第二号」に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十八条中「行政庁は、」の下に「この法律
の施行のため」を加え、「労災保険事務組合若し
くは第三十四条の十三第一項」を「労働保険事
務組合若しくは第二十九条第一項」に改める。

第四十九条の二後段を削る。

第五十一条中「保険加入者」を「事業主」に、
「第三十四条の十三第一項に規定する団体が第
二号又は第三号に該当する場合」を「労働保険
事務組合又は第二十九条第一項に規定する団体
が左の各号の一に該当する場合」に改め、「その
違反行為をした」の下に「当該労働保険事務組
合又は」を加え、同条中第一号を削り、第二号
の二号又は第三号を第二号とし、第三号を第二
号の二号とし、第三号を第二号とする。

第一項の団体は、同項の承認があつた後に
おいても、政府の承認を受け、当該団体に
ついての保険関係を消滅させることができる。

第三十四条の十三を第二十九条とする。

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」
を「第二十七各号」に改める。

第四章の四中第三十四条の十四を第三十条と
し、同条の次に次のように加える。

第三十七条を次のように改める。

第五十二条 削除

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」
を「第二十七各号」に改める。

第四章の四を第四章の二とする。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」
を「第二十七各号」に改める。

第四章の四を第四章の二とする。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条を次のように改める。

四条の十三第一項を「労働保険事務組合又は
第二十九条第一項に「この保険」を「この法
律」に改める。

第五十四条第一項中「保険加入者、労災保険事務組合及
び第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十五条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十六条第一項中「労災保険事務組合」を「労働保険事
務組合」に改め、同条第二項中「労
災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十七条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項を第一
号とし、第二号を第二号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及
び第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十四条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十五条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十六条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項中「労
災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十七条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項を第一
号とし、第二号を第二号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及
び第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十四条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十五条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十六条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項中「労
災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十七条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項を第一
号とし、第二号を第二号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及
び第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十四条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

第五十五条第一項中「労災保険事務組合及び
第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十六条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項中「労
災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改
める。

第五十七条第一項中「労災保険事務組合」を「労
働保険事務組合」に改め、同条第二項を第一
号とし、第二号を第二号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及
び第三十四条の十三第一項」を「事業主、
労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改
める。

に、「第三十七条の三」を「第三十六条」に、「第三十八条の十五」を「第三十八条の十一」に改め、第五章の二「五人未満の労働者を雇用する事業主に雇用される被保険者に関する特例」第十八条の二十五(第三十八条の二十八) (第三十八条の十六第三十八条の二十四)」を削る。

第五条を次のように改める。

(被保険者)

第五条 この法律で被保険者とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十年法律第一号。以下「徴収法」という。)第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に雇用される労働者をいふ。

「第二章 被保険者」を「第二章 適用範囲」に改める。

第六条の見出しを「(適用範囲)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

労働者が雇用される事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、当然適用事業とする。

第六条第一号中「を行なう事業主」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 法人である事業主の事業であつて、前号イからハまでに掲げるものの、ただし、その事業に係る事務所に限る。

第六条第三号中「準ずるものであつて、前各号」を「準ずるものであつて、前二号」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の当然適用事業以外の事業は、任意適用事業とする。

当然適用事業及び任意適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。

第七条から第十四条までを次のように改める。

第九条

被保険者又は被保険者であった者は、

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 第三十八条の三第一項各号に掲げる者に該当しない日雇労働者

二 四箇月以内の期間を予定して行なわれる季節的事業に雇用される者

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

第十七条の規定による船員保険の被保険者

いつでも、次条の規定による確認を請求することができる。

(確認)

第十一条 労働大臣は、第八条の規定による請求若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたことと被保険者でなくなつたこととの確認を行なうものとする。

第十二条から第十四条まで 削除

第十五条第一項中「被保険者期間」を「次条の被保険者期間」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は毎月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日をいうものとし、以下喪失応当日といふ。)の各前日からその各前月の喪失応当日までのほかほつた各期間(賃金の支払の基礎となる日数が十四日以上であるものに限る。)を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払基礎となる日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、第十条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前の期間は、被保険者期間に算入しない。

第十六条第一項中「前条」を「第十五条」に改め。

第十七条の二第一項中「第十四条」を「第十五

得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保険者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくなつた日」に改め、同条第五項を次のよう改める。

被保険者となつた日が、第十条の規定によると被保険者となつたこととの確認があつた日の二年前の日において当該被保険者となつたものとみなす。

二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用については、当該確認があつた日の二年前の日において当該被保険者となつたものとみなす。

二年前の日において当該被保険者となつたものとみなす。

第二十八条第二項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定により徴収した労働保険料の額(同法第十二条第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率(その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率)に応する部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から同法の規定により徴収した同法第十条第二項第四号の印紙保険料(以下印紙保険料といふ。)の額に相当する額に大蔵大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。)と第三十六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額との合計額」に改め、同条第三項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定により徴収した保険料の額に相当する額に前項の労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額と当該印紙保険料の額との合計額」に改める。

第二十九条の二第二項中「徴収した保険料総額」を「をこえる場合には」に、「徴収した保険料総額から」を「から」に改め、「相当する額を控除した額」の下に「をこえる場合には」を加える。

第二十九条から第三十五条までを次のように改める。

(保険料)

第二十九条 失業保険事業に要する費用にあつては、徴収法の定めるところによる。

第三十条から第三十五条まで 削除

第三十六条から第三十七条の二までを削る。

第三十七条の三第一項及び第二項中「事業所」を「適用事業」に改め、第四章の二中同条を第三十六条とする。

第三十七条の四第一号中「第三十条の保険料率」を「徴収法第十二条第一項第三号に掲げる率」に改め、同条第二号中「事業所」を「適用事業」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十八条第一項中「第三十七条の三第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の五及び第三十六条」を「徴収法第二十六条から第二十九条まで、第三十八条及び第四十一条」に改める。

第三十九条の三第一項第一号中「第六条各号の事業主又は第八条第一項の認可を受けた事業主(以下本章において事業主といふ。)」を「適用事業」に改め、同項第二号及び第三号中「事業主の事業所」を「適用事業」に改める。

第三十条の四第一項を次のように改める。
前条第一項の規定に該当しない日雇労働者が適用事業に雇用される場合において、公共職業安定所長の認可があつたときは、第七条の規定にかかわらず、当該認可を受けた者を被保険者とみなしてこの法律の規定を適用する。

第三十八条の四第三項中「被保険者となつた者」を「被保険者とみなされることとなつた者」に改める。

第三十九条の五第一項中「第十条、第十三条」を「第七条(第二号に限る。)、第八条から第十三条まで、第十五条」に、「第三十条から第三十四条の五まで、第三十七条の三から」を「第三十六条から」に改め、同条第二項中「同一事業主」

の下に「の適用事業」を加える。

(失業保険金額等の自動的変更)

第三十八条の六第一項中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第二項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十九条の八の二 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第

一級の失業保険金の支給を受ける者の数との二級の失業保険金の支給を受ける者の数との比率(以下等級比率といふ。)が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会

の意見をきいて、前条に規定する第一級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第二級保険金日額といふ。)並びに徴収法第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下等級区分日額といふ。)を、次項及び

第三項に定めるところにより、変更することができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き上げようとするときには、第二級保険金日額は、変更前の第一級

保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合

及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準により算定した額に変更するものとし、第一

級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応

じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後における等級比率が均衡するように、命令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

第三十八条第一項中「被保険者の資格の得喪の確認」を「第十条の規定による確認」に、「処分」を「処分又は」に改め、「又は特定賃金月額に關する処分」を削る。

第三十九条第一項中「被保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対す

る労働大臣の裁決を」を削る。

第四十六条第一項中「第八条」を「第九条」に改め、同条第二項第一号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に、「第一級の保険料」を「徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額の印紙保険料(以下第一級の保険料といふ。)」に改め、同項第二号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八条の九第一項中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第二項第一号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十九条の二第一項第一号中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第三項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の九の三第二号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八条の十一から第三十八条の十四までを削る。

第三十八条の十五第一項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加え、「第十四条」を「第十五条の二」に改め、同条第二項中「保険料の額を当該各月の末日における第三十条の保険料率に相当する率」を「印紙保険料の額を労働省令で定める率」に改め、同条を第三十八条の十

第四十条第一項中「被保険者の資格の得喪の確認」を「第十条の規定による確認」に、「処分」を「処分又は」に改め、「又は特定賃金月額に關する処分」を削る。

第五十一条第一項中「行政庁は、」の下に「この法律の施行」に改める。

第五十二条第一項中「行政庁は、」の下に「この法律の施行」に改める。

第五十三条第一号を削り、同条第二号中「第十三条の三」を「第八条」に改め、同条中同号

を第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十三条の二中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改め、同条各号を次のよう改める。

一 前条第四号又は第五号に該当する場合

二 徵収法第三十三条第一項の委託により処理する同項の労働保険事務に關し、前条第一号又は第三号に該当する場合

三 第五十五条中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改める。

(失業保険法等の一部改正法の一部改正)

第四条 失業保険法等の一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「(適用範囲に關する暫定措置等)」に改め、同条第一項中「以外の事業主」を「の事業以外の事業」に改め、「雇用する事業主」の下に「の事業」を加え、「第一条の規定による改正後の失業保険法(以下「新法」という)第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主」を「当分の間、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徵収等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律(昭和四十四年法律第二号。以下「整備法」という)第三条の規定による改正後の失業保険法第六条第一項の当然適用事業に改め、同条第二項中「当然被保険者とされていない労働者を当然被保険者」を「当然適用事業とされていない事業を当然適用事業」に改める。

附則第二条第一項中「新法第十四条第一項」を「第一条の規定による改正後の失業保険法(以下「新法」という)第十四条第一項」に改め、同条第二項中「被保険者の資格の取得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保険者の資格を喪失した」を「被保険者でなくなつた」に、「被保険

者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくなつた日」に、「新法第十四条第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第十五条の二第一項」に改める。

附則第八条第一項中「新法第三十七条の三第三項」を「整備法第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「新法第三十七条の三第一項」を「整備法第三十六条の規定による改正後の失業保険法第三十六条第一項」に、「当該被保険者の資格の喪失」を「当該被保険者となり、又は当該被保険者でなくなつた」に改める。

(労災保険に係る保険関係の成立に關する経過)

第五条 失業保険法等の一部改正法附則第十二条第一項に規定する事業(以下「労災保険暫定任意適用事業」という)の事業主については、その者が労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「労災保険に係る保険関係」という)が成立する。

第六条 失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

(労災保険に係る保険関係の成立等に關する経過)

第七条 労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

(労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過)

第八条 第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、徴収法第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

(労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過)

第九条 第三条の規定による改正後の失業保険法(以下「新失業保険法」という)第六条第一項の規定による被保険者となつた労働者(以下「新失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が労災保険に係る保険関係が成立する事業」という)の適用については、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

(労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過)

第十条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法(以下「旧失業保険法」という)の規定による被保険者となつた労働者を使用している事業主の事業であつて、新失業保険法第六条第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

(労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過)

第十一條 失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新失業保険法第六条第一項の当然適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とする。

成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の規定により保険関係が成立している事業の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

二 この法律の施行の際現に旧労災保険法第九条の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

三 第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業にあつては、当該保険関係が成立した後一年を経過していること。

四 第十九条第一項の規定による前項第二号の規定により保険関係が成立していた期間は、労災保険に係る保険関係が成立していた期間とみなし。

五 第六条第一項に規定する事業に該当する前項第二号の規定の適用については、旧労災保険法の規定により保険関係が成立していた期間とみなし。

六 第六条第一項の認可における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の際現に旧労災保険法第十二条第一項の認可があつたものとみなす。

七 第六条第一項の認可における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

八 第六条第一項の認可における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

(労災保険に係る保険関係の成立等に關する経過)

第九条 第三条の規定による改正後の失業保険法(以下「新失業保険法」という)第六条第一項の規定による被保険者となつた労働者(以下「新失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が労災保険に係る保険関係が成立する事業」という)の適用については、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

(労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過)

第十条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法(以下「旧失業保険法」という)の規定による被保険者となつた労働者を使用している事業主の事業であつて、新失業保険法第六条第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

(労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過)

第十一條 失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新失業保険法第六条第一項の当然適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とする。

第十五条第二項	保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関する事項）	徴収期間が始まつた日
第十九条第一項	保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関する事項）	徴収期間
第十九条第二項	保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度	徴収期間が経過したものについて
第十九条第三項	保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険料に係る第一種特別加入保険料に付して、当該保険関係が成立していた期間）	徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものについては、当該徴収期間に係る期間
第四十二条第一項	保険関係が消滅した日	徴収期間が経過した日
第四十三条第一項	この法律	徴収期間
第四十五条第一項	整備法第十八条及び第十九条の規定	徴収期間が経過した日

第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 前条第三項において準用する徴収法第四十一条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- 前条第三項において準用する徴収法第四十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（中小事業主等の特別加入に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第一項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日に、新労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。

二 労災保険暫定任意適用事業の事業主に關する新労災保険法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第三条の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第六号）第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により成立する労災保険に係る保険関係」とする。

（労働保険事務組合に關する経過措置）

第二十二条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の七第二項の認定を受けている事項

業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保険法第三十八条の二十五第二項の認可を受けている事業主の団体は、この法律の施行の日に、徴収法第三十三条第二項の認可を受けたものとみなす。

（労働保険事務組合に対する報奨金）

第二十三条 政府は、当分の間、政令で定めることにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

（被保険者に關する届出等に関する経過措置）

第二十四条 旧失業保険法の規定による被保険者（以下「旧被保険者」という。）であつて、引き続き新失業保険法第五条に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたものについては、この法律の施行の日に、同法第八条の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条の規定による届出がなされたものとみなす。

2 旧被保険者の資格の取得及び喪失の確認については、なお從前の例による。

（被保険者期間等の計算に関する経過措置）

第二十五条 旧被保険者であつた者に關する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保険者期間及び旧被保険者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保険者期間及び新被保険者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に係る当該旧被保険者の資格の取得の日から当該新被保険者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定により算定した被保険者期間を、新失業保

2 旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に関する新失業保険法第二十条の二第一

項の規定の適用については、当該旧被保険者の資格の取得の日を当該新被保険者となつた日とみなす。
（従前の労災保険の保険料、保険給付等に關する経過措置）

2 災害保険法の規定による保険料及び当該保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険料及び当該保険料に係る徴収金に

3 この法律の施行前に旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なうことについては、なお従前の例による。

となつた保険給付に係る特別保険料について
は、なお從前の例による。
(従前の失業保険の保険料、保険給付等に関する
経過措置)

第二十七条 旧失業保険法の規定による日雇労働者であつた者に関する新失業保険法第三十八条の九の規定について、旧失業保

障法の規定により納付された保険料は、徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧失業保険法の規定により納付された第一級の保険料は、同条第二項の第一級の保険料とみな

2 この法律の施行前の期間に係る旧失業保険法の規定による保険料並びに当該保険料に係る徴収金及び保険料の負担については、なお従前の例による。

つた後ににおける最初の離職の日がこの法律の施行の日前である者に関する当該受給資格に係る保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給については、なお従前の例による。

(失業保険の特別保険料に関する経過措置)
第二十九条 旧失業保険法第三十七条の二(第一項の短期離職者の数は、労働省令で定めるところにより、当該短期離職者の数に係る同項に規定する事業所に対応する新失業保険法第三十六条第一項に規定する事業に係る同項の短期離職者の数とみなす。)
(従前の失業保険に係る認可等に関する経過措置)
第二十九条 この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可是、新失業保険法第三十八条の五第二項の認可とみなす。
この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の十二の二第一項の承認は、徴収法第二十三条第三項の承認とみなす。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十条 この法律に規定するもののほか、失業保険等の一部改正法の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び徴収法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(失業保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十一条 失業保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。
附則第五項を削る。
(失業保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 前条の規定による改正前の失業保険法の一部を改正する法律附則第五項の規定に基づく報奨金の交付については、なお従前の例によると、
附則第五項を削る。

3

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律
の一部改正)

勧者が加入又は脱退」を「が保険の加入又は保険関係の消滅」に改め、同条第四十号を次のよう改める。

四十 削除

第六条第一項第十一号の四の次に次の二号を加える。

十一の五 労働保険料、失業保険の特別保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料の

十一の六 労働保険事務組合の認可その他監
督(同上)。

督に属すること。
第八条第一項第六号中「行うこと」の下に
「(大臣官房の所掌に属するものを除く。)」を加

第十一条第一項第五号中「行う」との下に
える。

〔大臣官房の所掌に属するものを除く。〕を加え、同項第七号中〔昭和二十二年法律第四百四十

六号)を削る。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第三十六条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「失業保険法第三十五条
二「労働年数の保証」を除く。同一の主

を一勞永逸の保険料の徴収等に関する法律
（昭和四十四年法律第号）第二十六条及び
第四十一条第二項一二文の五。

〔第一項〕は改める。
〔第二項〕は、
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律）一部改正

第三十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十九号）

五十号)の一部を次のよう改定する。

に失業保険の被保険者（同法第三十八条の五の日雇労働被保険者を除く。）として雇用されてい

る者が、当該事業所」を「第八条に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十八

条の五に規定する日雇労働被保険者を除く。)が、当該事業の事業所一に改め、同条第三項中

「とみなし、その確認による被保険者の資格の喪失については、同法第十三条の二第一項の確認があつたもの」を削り、「第十三条の三」を「第八条」に改め。

(所得税法の一部改正)

第三十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第四号を次のように改め
四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(昭和四十四年法律第一号)の規定により失業保険の被保険者として負担する労働保険料

(港湾労働法の一部改正)

第三十九条 港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主が負担した額に相当する額」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第一号)以下「徴収法」という。)第十条第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という)を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額」に改める。

第五十九条第三項中「失業保険法第五章」の下に「及び徴収法第三章」を加え、「保険料」を「印紙保険料」に、「同章」を「失業保険法第五章」に改める。

第四十条 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正

第三条第六項中「失業保険法第三十条第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第一号)第十二条第四項」に改める。

附 則

2

この法律(第一条を除く)は、徴収法の施行の

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正)

第四十一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第一号)第十二条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の「一号」を加える。

三の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第四十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の「一号」を加える。

日から施行する。

理 由

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の規定の一部及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三条 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき前条第二項の規定により定められた疾病にかかっている者について、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が厚生大臣の定める疾病であるときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、該区域によるものである旨の認定を行なう。

ついて、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が厚生大臣の定める疾病であるときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、該区域によるものである旨の認定を行なう。

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法

する疾病を定めなければならない。

厚生大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

第二章 医療費等の支給

(認定)

第三条 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき前条第二項の規定により定められた疾病にかかっている者について、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が厚生大臣の定める疾病であるときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、該区域によるものである旨の認定を行なう。

ついて、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が厚生大臣の定める疾病であるときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、該区域によるものである旨の認定を行なう。

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法

附 則

1

この法律(第一条を除く)は、徴収法の施行の

2

日から施行する。

二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

2 前項の規定は、前条第一項の認定を受けた者で当該認定に係る疾病が厚生大臣の定める疾病であるものが、当該指定地域外に住所を移したとき（一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を当該指定地域内において過ごすことが常態でなくなつたときを含む）、又は当該指定地域の全部若しくは一部が指定地域でなくなつたことにより指定地域内に住所を有しなくなつたとき（指定地域内において一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を過ごすことが常態でなくなつたときを含む）は、その者については、その日から起算して厚生大臣の定める期間を経過した日以後は適用しない。

（医療費の額等）

第五条 前条第一項の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額を限度とする。ただし、その者が当該疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）その他政令で定める法令の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要する費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けたことができたときは、当該療養の給付による同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により國又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）を限度とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をとえることができない。（保険医療機関等に対する医療費の支払等）

第六条 第三条第一項の認定を受けた者が、公害医療手帳を提示して、当該認定に係る疾病について、健康保険法その他政令で定める法令又は国民健康保険法の規定により当該指定地域をその区域に含む都道府県（当該指定地域が二以上あるときは、当該市長が認定を行なつたときは、当該市をその区域に含む都道府県の都道府県知事とする。）の都道府県の区域にわたるときは、当該認定を行なつた都道府県知事（同条第二項の規定により市長が認定を行なつたときは、当該市をその区域に含む都道府県の都道府県知事とする。）の統轄する都道府県とする。後段において同じ。）の区域内の健康保険法第四十三条第三項第一号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関（これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関しこの項及び次項に規定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三条第二項の政令で定める市長に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等は、当該医療を受けた者に対する請求に代えて、その者が第四条第一項の規定により支給されるべき医療費の額を、都道府県の長に申し出たものとみなす。

5 都道府県は、第二項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 国民健康保険の被保険者である第三条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る疾病について、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該療養取扱機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかるらず、当該医療に係る都道府県知事が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（医療手当の支給）

第七条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三条第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病による厚生省令で定める範囲の身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている場合は、この限りでない。

（費用の支弁）

第十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。
1 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

2 第四条第二項及び前条の規定は、介護手当について準用する。

（第三章 費用）

第十二条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。
1 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事が行なう事務の処理報酬の請求及び支払に関する規定

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をとえることができない。（保険医療機関等に対する医療費の支払等）

第六条 第三条第一項の認定を受けた者が、公害医療手帳を提示して、当該認定に係る疾病について、健康保険法その他政令で定める法令又は国民健康保険法の規定により当該指定地域をその区域に含む都道府県（当該指定地域が二以上あるときは、当該市長が認定を行なつたときは、当該市をその区域に含む都道府県の都道府県知事とする。）の都道府県の区域にわたるときは、当該認定を行なつた都道府県知事（同条第二項の規定により市長が認定を行なつたときは、当該市をその区域に含む都道府県の都道府県知事とする。）の統轄する都道府県とする。後段において同じ。）の区域内の健康保険法第四十三条第三項第一号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関（これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関しこれらの項及び次項に規定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三条第二項の政令で定める市長に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等は、当該医療を受けた者に対する請求に代えて、その者が第四条第一項の規定により支給されるべき医療費の額を、都道府県の長に申し出たものとみなす。

5 都道府県は、第二項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 国民健康保険の被保険者である第三条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る疾病について、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該療養取扱機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかるらず、当該医療に係る都道府県知事が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第七条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三条第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病について、第四条第一項各号の医療を受けたり、かつ、その病状が政令で定める病状の程度をとえるものに対し、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

第八条 医療手当は、前条第一項に規定する者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条第一項に規定する者の生計を維持するもの所得につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した前年分（一月から四月までの間に受けた医療に係る医療手当については、前前年分とする。）の所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が政令で定める額をとえるときは、支給しない。

第九条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三条第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病による厚生省令で定める範囲の身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている場合は、この限りでない。

第十条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。
1 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

2 第四条第二項及び前条の規定は、介護手当について準用する。

第十二条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。
1 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事が行なう事務の処理報酬の請求及び支払に関する規定

第十一条 第三条第二項の政令で定める市は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該市長が行なう医療費等の支給に要する費用

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該市長が行なう事務の処理に要する費用（補助金）

第十二条 都道府県は、前条の規定により市が支弁する費用について、政令の定めるところにより、同条第一号に掲げる費用にあつてはその六分の五、同条第二号に掲げる費用にあつてはその三分の二を補助するものとする。

第四章 公害防止事業団の納付義務等

（納付義務）

第十三条 公害防止事業団（以下「事業団」といふ。）は、公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五条）第十八条に規定する業務のほか、次条第一項の規定による納付金の納付に関する業務（以下「納付業務」という。）を行なう。

第十四条 事業団は、第十条の規定により都道府県が支弁する費用及び第十二条の規定により都道府県が補助する費用にあつては、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、納付金を納付するものとする。

2 前項の納付金の額は、第十条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲げるものについてはその四分の三、同条第二号に掲げるものについてはその二分の一に相当する額とし、第十二条の規定により都道府県が補助する費用のうち、第十二条第一号に掲げる費用に係るものについてはその五分の四、同条第二号に掲げる費用に係るものについてはその二分の一に相当する額とする。（区分経理）

第十五条 事業団は、納付業務に係る経理については、厚生省令、通商産業省令の定めるところでは、厚生省令、通商産業省令の定めるところ

により、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

（提出金等）

第十六条 公害に係る健康被害の救済のための措置の実施に協力することを目的として民法第三十一条の規定により設立された法人で、その申出に基づいて厚生大臣及び通商産業大臣の指定を受けたものは、事業団と締結する契約に基づき、毎年、事業団に対し、第十条第一号に掲げる費用の額と第十二条第一号に掲げる費用の額との合算額の二分の一に相当する金額を提出金として提出するものとする。

2 事業団は、前項の指定を受けた法人と同項に規定する契約を締結しようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（事業者の提出）

第十七条 事業者は、公害対策基本法（昭和四十二年法律第二百三十二号）第三条第一項に規定する責務を有することにかんがみ、医療費等の支給の措置が円滑に実施されるよう、前条第一項の指定を受けた法人に對し、同項の提出金にあつては、前項の規定によるため提出を行なうものとする。

（交付金）

第十八条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、納付業務に要する費用の財源にあつては、公害防止事業団法の特例等）

第十九条 納付業務については、公害防止事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十七条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法」と、同法第三十四条第二号中「又は第三十条」とあるのは「若しくは第三十条又は公害

に係る健康被害の救済に關する特別措置法第五条」と、同条第三号中「又は第二十九条」とあるのは「若しくは第二十九条又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法第十三条」と、同条第五号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一

条第二項（公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法第十九条において読み替えて適用する場合を含む。）とする。

第五章 雜則

（公害被害者認定審査会）

第二十条 第三条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するため、指定地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第三条第二項の政令で定める市に、公害被害者認定審査会を開く。

（委員会）

第二十一条 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第二十二条 医療費等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第二十三条 租税その他の公課は、医療費等として受けた金額を標準として、課することができる。

（再審査請求）

第二十四条 第三条第二項の政令で定める市の長が行なう医療費等の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣をして質問させることができる。（支給の制限等）

第二十五条 都道府県知事は、医療費を支給するに必要があるときは、当該医療を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた医療に關し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（再審査請求）

第二十六条 第三条第二項の政令で定める市の長が行なう医療費等の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣をして質問させることができる。

けた者の生計を維持するものが収入の状況に照らしその医療費を負担することができると認められるときは、医療費の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十三条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者が正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたときは、医療費又は医療手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十四条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病に關し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費等の支給に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費等の額に相当する金額を返還させることができる。

第二十五条 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（不正利得の徴収）

第二十六条 医療費等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第二十七条 租税その他の公課は、医療費等として受けた金額を標準として、課することができる。

（再審査請求）

第二十八条 第三条第二項の政令で定める市の長

が行なう医療費等の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣をして質問させることができる。

（再審査請求）

第二十九条 第三条第一項に定める扶養義務者で当該認定を受

(返還金の処理)

第二十九条 第二十四条の規定による返還金の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十一条 第四条第一項各号の医療を行なつた者は又はこれを使用する者が、第二十一条の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、

又は同条の規定による当該職員の質問に對して正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第一条から第三条まで、第二十条(他の公害に係る疾病に關する検討)及び第三十条並びに附則第二項及び附則第四項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十五年二月一日から施行する。

2 政府は、公害対策基本法第二条第一項に規定する公害のうち第一条に規定するもの以外のものに係る疾病に關し検討するものとする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のよう改正する。

第十三条第二項中「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項」を、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第二号)第六条第四項」に改め、「被爆者一般疾病医療機関の下に若しくは保健医療機関等若しくは生活保護指定医療機関」を加え、「又は結核予防法第三十八条第六項」を、「結核予防法第三十

八条第六項又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法第六条第五項」に改め、「一般疾

病医療費」の下に「若しくは医療費」を加える。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改定する。

第九条の二第一項第十一号の次に次の一号を

加える。
十一の二 公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第

号)を施行すること。

理 由

公害対策基本法の精神にのつとり、相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じた地域について、その影響による疾病にかかるたるものに對し、その者の健康被害の救済を図るために特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第四十二条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一条のうち第四十六条の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一条のうち第四十六条の改正に関する部分中「第四十六条第二項」を「第四十六条第一項中「百分の二十」の下に「(受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標

分の二十)」を加え、「同条第二項」に改める。

第一条のうち附則第二十八条の二の改正に関する部分中「附則第二十八条の二第五項」を「附則第二十八条の二の見出し中「旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間」を「旧共済組合員期間」に改め、同条第一項第一号イ中「旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍

第一条のうち第四十六条の三第二項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一条のうち第四十六条の七の改正に関する部

分中「第四十六条第七項」を「第四十六条第七項」に改め、同条第五項に改める。

第一条のうち附則第二十八条の二の改正に関する部

分の二十九の二を次のように加える。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改定する。

第九条の二第一項第十一号の次に次の二号を

加える。
十一の二 公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第

号)を施行すること。

第一条のうち第四十六条の七の改正に関する部

分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一条のうち第四十六条の七の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一条のうち第四十六条の七の改正に関する部

分の二十九の二を次のように加える。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する者について、旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他の政令で定める共済組合の組合員で

あつた期間であつて政令で定める期間(以下「旧

陸軍共済組合員期間」という。)を「旧共済組合員期間」に改め、同条第五項に改める。

第一条のうち附則第二十八条の二の改正に関する部

分の二十九の二を次のように加える。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する者について、旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他の政令で定める共済組合の組合員で

あつた期間であつて政令で定める期間(以下「旧

陸軍共済組合員期間」という。)を「旧共済組合員期間」に改める。

第一条のうち附則第二十八条の二の改正に関する部

分の二十九の二を次のように加える。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する者について、旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他の政令で定める共済組合の組合員で

あつた期間であつて政令で定める期間(以下「旧

陸軍共済組合員期間」という。)を「旧共済組合員期間」に改め、同条第五項に改める。

第二条のうち第三十九条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級乃至第四級」に改める。

第二条のうち第三十九条ノ二第二項の改正規定中「第一級タル」を「第一級乃至第四級ナル」に改める。

第二条のうち第三十九条ノ五の改正に関する部分中「第三十九条ノ五第四項」を「第三十九条ノ五第一項中「百分ノ二十」の下に「通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又ハ第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十分」を加え、同条第四項】に改める。

第二条のうち第三十九条ノ五第二項の改正規定中「第一級」を「第一級乃至第四級」に改める。

第二条のうち第五十九条第五項の改正規定中「千分ノ二百十九」を「千分ノ二百十八」に、「千分ノ二百八」を「千分ノ二百七」に、「千分ノ八十一」を「千分ノ八十」に改める。

第二条のうち第六十条第一項の改正規定中「三百十九分ノ七十五」を「三百十八分ノ七十四・五」に、「三百十九分ノ百四十四」を「三百十八分ノ百四十三・五」に、「三百八分ノ六十九・五」を「三百七分ノ六十九」に、「三百八分ノ百三十八・五」を「三百七分ノ百三十八」に改める。

附則第一条第一項第一号中「並びに第百三十二条第一項」を「、第百三十二条第一項並びに附則第二十八条の二」に改め、同項第一号中「附則第九条まで」の下に「、附則第十三条」を加え、「及び附則第三十四条」を「、附則第三十四条及び附則第三十七条」に改め、同項第三号中「第二十六条」を「第二条第一項、第三条第一項及び第二十六条」の規定、附則第三十六条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）附則第十六条「附則第四十七条」を「附則第四十八条」に、「附則第五十二条」を「附則第五十二条」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 昭和四十四年十一月一日前に老齢年金

又は通算老齢年金の受給権を有していない者で

あつて、同日において、この法律による改正後

の厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定を

適用することにより、同法第四十二条第一項の

老齢年金又は同法第四十六条の三の通算老齢年

金の受給権を有することとなるものについて

は、その者に、これらの規定に規定する老齢年

金又は通算老齢年金を支給する。

附則第十四条中第二項を第四項とし、第一項を

第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 昭和四十四年十一月一日（第四種被保險者に

ついては、昭和四十五年一月一日）から昭和四

十六年十月三十一日までの間ににおける保険料率

は、この法律による改正後の厚生年金保険法第

八十二条第五項の規定にかかわらず、次のとお

りとする。

（特例第一種被保險者については、千分の三

十六）

二 第二種被保險者に係る場合は、被保

険者については二百五分の六十八、船舶所有

者については二百五分の百三十七

三 第三種被保險者については、千分の七十四

（特例第二種被保險者については、千分の二

十四）

四 第四種被保險者については、千分の六十二

（特例第三種被保險者については、千分の三

十五）

附則第十四条に第一項として次の二項を加え

る。

昭和四十四年十月以前の月（第四種被保險者

については、同年十二月以前の月）に係る厚生

年金保険の保険料については、なお従前の保険

料率による。

附則第三十一条第三項中「第一項」を「第三項」

について、第一項を第三項とし、同項の前に次の二

項を加える。

昭和四十四年十一月一日から昭和四十六年十

月三十日までの間ににおける船員保険法第十七条

の規定による被保險者及びこれを使用する船

舶所有者による保険料額の負担割合は、この法

律による改正後の船員保険法第六十条第一項の

規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 前項第一号に掲げる者に係る場合は、被保

険者については二百六十六分の七十三・五、船

舶所有者については二百六十六分の百四十二・

五 前項第二号に掲げる者に係る場合は、被保

険者については二百五分の六十八、船舶所有

者については二百五分の百三十七

六 船員保険法第十七条の規定による被保險者

であつて、同法第三十三条ノ三第二項各号に

該当せず、又は同項ただし書に該当するもの

については、千分の二百十六

七 船員保険法第十七条の規定による被保險者

であつて、同法第三十三条ノ三第二項各号に

該当せず、又は同項ただし書に該当するもの

については、千分の二百五

八 船員保険法第二十条の規定による被保險者

であつて、同法第三十三条ノ三第二項各号に

該当せず、又は同項ただし書に該当するもの

については、千分の七十八

九 船員保険法第二十条の規定による被保險者

については、千分の七十八

十 船員保険法による通算老齢年金の受給権者

が厚生年金保険の被保險者となつたときは、そ

の被保險者である場合は、当該通算老齢年金

（受給権者が六十五歳未満でその者の標準報

酬等級が第一級から第五級までの等級である

場合においてその支給の停止解除を申請し

たとき、又は受給権者が六十五歳以上である

ときは、当該通算老齢年金の額につき厚生年

金保険法第四十六条の七第一項の規定を適用

第三条第一項中「第四条第二項」の下に「又は

同法附則第二十八条の二」を加える。

附則第三十三条のうち第十六条第一項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」

に「加える」を「加え、「の百分の二十」を「につき

厚生年金保険法第四十六条第一項の規定を適用し

て計算した場合におけるその支給が停止される部

分の額」に改める】に改める。

附則第三十三条のうち第十九条の三第一項の改正に関する部分を次のように改める。

第十九条の三第一項を次のように改める。

厚生年金保険法による通算老齢年金の受給

権者が船員保険の被保險者（組合員たる船員

保険の被保險者を除く。）となつたときは、そ

の被保險者である間は、当該通算老齢年金

（受給権者が六十五歳未満でその者の標準報

酬の等級が第一級から第四級までの等級であ

る場合においてその支給の停止解除を申請

したとき、又は受給権者が六十五歳以上であ

るとときは、当該通算老齢年金の額につき船員

保険法第三十九条ノ五第一項の規定を適用し

て計算した場合におけるその支給が停止され

る部分の額に相当する部分に限る。）の支給を

停止し、その受給権者が船員保険法第三十四

条第一項第一号又は第三号に規定する期間を

満たすに至ったときは、当該通算老齢年金の

受給権は、消滅する。

第十九条の三中第二項を第三項とし、第一項

の次に次の二項を加える。

2 船員保険法による通算老齢年金の受給権者

が厚生年金保険の被保險者となつたときは、そ

の被保險者である場合は、当該通算老齢年金

（受給権者が六十五歳未満でその者の標準報

酬等級が第一級から第五級までの等級である

場合においてその支給の停止解除を申請し

たとき、又は受給権者が六十五歳以上である

ときは、当該通算老齢年金の額につき厚生年

金保険法第四十六条の七第一項の規定を適用

四八

して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限る。」の支給を停止し、その受給権者が厚生年金保険法第42条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至ったときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

附則第三十五条のうち附則第十九条の改正に関する部分の前に次のように加える。

附則第八条中「附則第二十八条の二」を「附則第二十八条の三」に改める。

附則第三十六条のうち附則第十六条の改正規定を次のように改める。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

第十六条 被保険者であつた期間（老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下附則第十八条までにおいて同じ。）が一年以上である者について、旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間（以下この条及び次条において「旧共済組合員期間」といふ。）のうちに昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間（厚生年金保険法（昭和十九年法律第百十五号）附則第二十八条の二の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を除く。）がある場合は、当該期間は、その者の老齢又は死亡に關し支給する保険給付については、被保険者であつた期間とみなす。ただし、船員保険法第二十七条ノ三第一項、第三十五条第二号、第三十九条ノ三、第五十条（第一号を除く。）並びに第五十条ノ一第一項第一号及び第二項の規定、船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第二条第一項の規定並びに船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第二条

三条の規定を適用する場合にあつては、この限りでない。

2 前項の場合において、当該被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を船員保険の被保険者であつた期間として計算するときは、当該旧共済組合員期間に四分の三を乗じて計算するものとする。

3 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者に對して支給する船員保険法による通算老齢年金の額は、当該旧共済組合員期間を除く被保險者であつた期間につき船員保険法第三十九条ノ三の規定により計算した額と、四百円に当該旧共済組合員期間の月数を乗じて得た額とを合算した金額とする。

4 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者について、船員保険法第五十条第一号に該当したことにより支給する遺族年金の額を計算する場合にはあつては、同法第五十条ノ二第一項第一号の金額は、次の各号の金額を合算した額の二分の一に相当する金額とする。

一 当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間（以下この号及び次号において單に「被保険者であつた期間」という。）につき船員保険法第二十五条第一号の規定の例により計算した額と、四百円に当該旧共済組合員期間の月数（被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十から被保険者であつた期間の月数を控除して得た月数を、当該旧共済組合員期間から控除して得た月数）を乗じて得た額とを合算した金額（当該金額が十四万四千円をこえるときは、十四万四千円）

二 被保険者であつた期間につき船員保険法中改正第三十五条第二号の規定の例により計算した金額（被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、これを百八十とし

附則第三十六条のうち附則第十七条の改正に関する部分中「附則第十七条第五項」を「附則第十七条の見出し中「旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間」を「旧共済組合員期間」に改め、同条第一項中「老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。」を削り、同項第一号イ中「旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」といふ。）」を「旧共済組合員期間」に改め、同条第五項」に改める。

附則第三十六条のうち附則第十七条第二項の改正規定中「第一級」を「第一級から第四級までの等級」に改める。

附則第五十二条中「附則第四十九条」を「附則第五十条」に改め、同条を附則第五十三条とし、附則第四十九条から附則第五十一条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第四十八条第三項中「附則第三十七条」を「附則第四十八条第三項中「附則第三十七条」を附則第四十九条とする。

附則第四十九条から附則第五十三条までの等級」に改め、同条を附則第五项中「附則第四十九条」を「附則第四十四条」に改め、同条を附則第四十九条とする。

附則第四十七条のうち附則第八条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

附則第四十七条のうち附則第十四条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級から第四級までの等級」に改める。

附則第四十七条を附則第四十八条とし、附則第三十七条から附則第四十六条までを一条ずつ繰り下げる、附則第三十六条の次に次の一条を加える。（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 昭和四十四年十一月一日前に老齢年金又は通算老齢年金の支給を受ける権利を有していない者であつて、同日において、前条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条第一項又はこの法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定を適用することにより、船員保険法第三十四条の老齢年金又は同法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給を受ける権利を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齢年金又は通算老齢年金を支給する。

本修正の結果必要とする経費は昭和四十四年度においては厚生年金保険給付費三億二千万円である。なお、保険料の収入減は、本年度約百十億八千萬円（厚生年金保険百九億一千万円、船員保険一千七千万円）の見込である。

法律附則第十六条第一項又はこの法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定を適用することにより、船員保険法第三十四条の老齢年金又は同法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給を受ける権利を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齢年金又は通算老齢年金を支給する。

昭和四十四年十二月八日印刷

昭和四十四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局